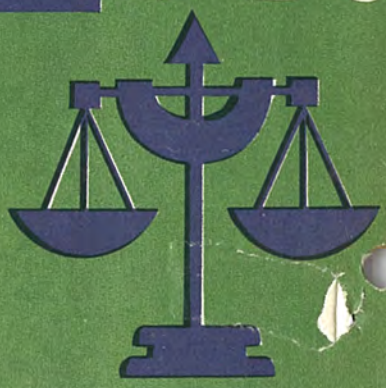
商工だより

第七号



1955

5月

巻頭所感
新商工会議所の使命　会頭　吉川島次

論壇
奈良県交通の概況について　日本商工会議所会頭　藤山愛一郎
信用保証協会の保証基金に関する諸問題　鈴木角一郎

俳句
月ヶ瀬　福村青纓

随想
企業合理化の問題点　胡内郁藏
中小企業の生きる道　宮崎昭京極信太郎

解説
平價切り下げのはなし

建議
新内閣並改党に対する建議
国鉄奈良驛附近改善の諸問題

金融
こんな人ならお金貸します
貸金はこうして取り立てる

(税)(務)
こんな税金どうなりますか
滯納分の利子税免る方法

経営
赤字を黒字にする秘訣
繁昌うたがいなし

会議所の頁
商工業者の利益を図る特定商工業者制度とは
会議所の会員が利便を受けた実際のはなし
会議所は斯うして利用する

奈良縣商工会議所編

墨

奈良

古梅園

株式・公社債・貯蓄債券

江口証券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地
（但南都銀行本店北隣）
電話 二二五〇・六二五五・六二五六番

純フランス風

喫茶（一品料理）

食事（定食・御宴会）

是非御利用願います

商工會議所食堂

電話奈良三五三八番

入木筆本舗

書家用・学校用
畫家用・事務用　筆墨製造卸

草可博文堂

草可秀雄

奈良縣大和郡山市
私書函第四號
電話三六〇番
振替大阪五二八六番

君モ……
僕モ……
品ノ良イ!!



墨製造業

寶文堂

奈良市林小路町
電話三三一八番
振替口座（東京一三七二四五番
大阪八一六二四二番）
三住友銀行奈良支店
南都銀行奈良支店
日本勧業銀行奈良支店

鐵鋼
金物

株式会社 ひのり商店

本店　奈良市今小路町
電話奈良二一一二七
二〇三一番

出張所　近鉄油坂駅前
電話奈良二八七六番

ボールト、ナット製作　ひのり商店鉄工部

◎火災保険の御用命は

住友海上火災保険株式会社
奈良出張所
奈良四二三八番

同和火災海上保険株式会社
奈良出張所
奈良二四九八番

東京海上火災保険株式会社
奈良営業所
奈良四一八九番
（五十音順）

大和経濟倶樂部員部

御遊覧に！御観劇に！
御会合に！御慶弔に！
多少に拘らず御用命願います

（衛生設備完備）

奈良駅

精宏軒の折詰

奈良駅前（三条川崎町）

サンドウイッチ
奈良漬　調製司

精宏軒

電話三四五九番



商工だより　第七号　目次

巻頭所感……新商工会議所の使命……会頭　吉川島次…一

論壇

奈良県交通の概況に就て……信用保証協会の保証基金に関連する諸問題……日本商工会議所会頭　藤山愛一郎…二　鈴木角一郎…二

隨想

企業合理化の問題点……中小企業の生る道……胡内郁藏…六　宮崎昭…九　京極信太郎…一〇

解説

平價切り下げの話……やさしい特許出願の手引……一一　一三

◎建議……要望

1 **経済政策に対する我等の叫び**……一三
イ 新内閣並に政党に対する建議……一五
ロ 中小企業にもつと金を廻してほしい……一七
ハ 中小企業に若返り法を施されたい……一八
2 税制に関する二府五県会議所の要望……二〇
3 **国鉄三条通り踏切道路拡張方建議**……二三
4 国鉄奈良駅西改札口新設と駅前拡張方陳情……二五
5 **道路との関係における車輛制限に関する政令案について**……二四

金融

こんな人ならお金貸します……二七
借……**金**……**心**……**得**……**帳**……二一
貸金はこうして取立てる……一〇

税務

こんな税金どうなりますか……五
青が良いか……白が良いか……一四
特典が非常に多くなりました……三三
赤字を黒字にする秘訣……三三
労働組合問答……一九
繁昌うたがいなし……一二
こんなの如何……二四
知つて置きたい手形の知識……二五

企業

職場のダニ……八
デマとモメ……二六
ホームシック……三二

経営

瀬戸村青櫻……一四
観光都奈良への批判……二八
月ケ瀬の生態……二九
修学旅行の福音……二六
観光

放送塔

発明家に……二六
輸出取締品目改正……三三
合併された奈良県の市町村……三五

俳句……三〇

食後の一とき

會議所の頁

商工業者の利益を図る特定商工業者制度とは……三六
会議所の会員が利便を受けた実際の話……三七
会議所は斯うして利用する……三八
商工会議所の御先祖……三八
会議所十四部会の正副部会長決まる……三九
三十年度の事業計画等成立する……四〇
続々申込まれる新加入会員紹介……四三
優秀な勤労人の表彰終る……四三
第二十三回全国珠算能力検定試験の成果……四五
編集……の……あ……と……四六



巻頭所感

会頭　吉川島次

終戦後の荒んだ我経済界も朝鮮動乱ブームの余沢によつて一應生氣を取戻し国民挙げて浮れ氣味となりましたので時の政府は深くこれを戒める爲め施政方針を一変して金融の引締と緊縮財政を並行実施せられました。随つてこれが動機となり資本裏付の乏しい浅薄産業は忽ち倒産者相次いで起り又々憂慮に堪えない情勢になりましたことは今尚記憶に新なことであります。併しこの政策の影響によつて我国の物価は順次底落の一途を辿りこれと反対に欧米諸国は景氣回復により物価昂騰したので貿易尻は漸次順調に推移して政府の手持正貨も著しく増加して漸く安定狀態となりました。何れにしても我国経済は主たる原料資材や食糧の一部は海外に以存せねはならぬのでありますから産業人としては更に一段の熱意と努力を以て一路産業の振興に邁進せねばならぬことは申すまでもありません。吾々産業人は常に経営の合理化を怠らず生産コストの底下を図り以て難局打開の途を見出すべき最も重要な秋が参りました。何れの産業でも創意と工夫により経費の節約を図り眞面目に事業に取組んでいることは喜ばしいことであります。只労資の協調面に缺けていることは一段の考慮を拂うべきではないかと存じます。労務者に必要な生活費を與えるのは経営者の重大な義務であることは当然でありますが労務者も亦経営者の立場になつて生産面に最善の努力を拂うべきで賃金の額の高底は必ずしも生産費の昂上を導くものでないことを徹底的に見出さねばならぬと存じます。労資の懇談を緊密にして円満な協調を図ることはこれが現階段に於ける産業人に與えられた重要課題であると存じます。此の問題さへスムースに解決すれば産業の興隆期して待つべきでありましょう。

安全な上にも安全に

しかもよりよい成績をと今年から一歩前進した

「野村の投資信託」に御期待下さい

国際収支に朗色

	輸出実績 百万ドル	特需契約 百万ドル
25年平均	68	32
26年 〃	112	30
27年 〃	106	24
28年 〃	106	37
29年 〃	117	39
30年		
30年1月	119	41
30年2月	147	32

株價の安い今が絶好のチャンス……

こんな時は専門家任せが

一番氣樂で有利です

いつでも申込めます

奈良市近鉄駅前 電六四五一—四

野村證券

有利な貯蓄◎中小企業の専門金融

和歌山相互銀行橿原支店　近鉄橿原神宮駅前　電話（橿原）五一五番
和歌山相互銀行奈良出張所　奈良市油留木町　電話　四五五八番
太道相互銀行奈良支店　奈良市三条町　電話　六〇五・六一〇・六一五番
太道相互銀行吉野支店　吉野郡下市町　電話（下市）五二五番
太道相互銀行櫻井支店　櫻井町駅前　電話（櫻井）四八・一八四番
太道相互銀行天理支店　天理市丹波市　電話（天理市）二八六番
太道相互銀行大宇陀支店　宇陀郡大宇陀町　電話（大宇陀）一五二番
第三相互銀行奈良支店　奈良市井上町　電話　二一六番
第三相互銀行櫻井支店　櫻井町駅前通　電話（櫻井）三七〇・三二四番
幸福相互銀行奈良支店　奈良市上三条町　電話　二四一六番
三栄相互銀行　奈良市下三条町　電話　六〇五・六〇九・六一五番
三栄相互銀行高田支店　大和高田市本郷二丁目　電話　三五〇の乙番
三栄相互銀行吉野支店　吉野郡下市町千石橋南詰　電話（下市）二七五の乙番
三栄相互銀行櫻井支店　櫻井町櫻井駅前通　電話（櫻井）三七〇番
三栄相互銀行天理支店　天理市　電話（天理市）四五八番呼
近畿相互銀行奈良支店　奈良市下三条町　電話　四六五一・四六五二番
近畿相互銀行高田支店　大和高田市本町二丁目　電話　一五六・一九七・六七五番
近畿相互銀行吉野支店　吉野郡下市町下市　電話（下市）二八番
昭和産業相互銀行奈良支店　奈良市角振町　電話　四五六九番
昭和産業相互銀行吉野支店　吉野郡大淀町下淵　電話（下市）六七番
昭和産業相互銀行櫻井支店　櫻井町大西町　電話（櫻井）六・五〇六番

新商工會議所の使命

日本商工会議所会頭
藤山愛一郎

我が国の商工会議所は戦後永らく社團法人として脆弱な基礎の上に多難な運営を続け、その間荒廃した日本経済の建て直しという重責を荷つて参りましたが、去る第十六国会において成立を見た新商工会議所法によつていよいよ特殊法人として再発足することになつたのであります。

昭和二十八年十月一日この法律が施行されて以来一年半、全国の商工会議所は相次いで特殊法人としてその組織の変更をなし来つたものでありますが、法律に定められた去る三月末日を以て四百余の会議所が一様に足並を揃えて特殊法人となりここに名実ともに清新な商工会議所として新年度を迎えることになりました。

この短い期間に全国の商工会議所がつつがなく改組を遂げ得たことは、通産省並びに各都道府県関係当局の終始変らざる指導の賜であると共にまた、各地の会議所において、それぞれ異つた環境のもとにありながら、会員各位が商工会議所の本質に対し深く理解を持たれたことによるものであつて、この過程を経たことによつて全国の商工会議所の基礎がここに堅くうちたてられるに至つたのであります。

われわれは政府の長期経済政策の樹立と超党派的立場におけるその推進によつて我国の経済自立達成の一日も速かならんことを希つているものであるが新しい商工会議所が堅実な発展をとげることによつて、この目的達成に十分の寄與を致したいと念願して已まない次第であります。

論壇

奈良県交通の概況に就て

鈴木角一郎

凡そ、交通運輸は、産業の発展文化の興隆の基盤をなすものであり、特に本県の如き、世界にも比類なき幾多の重要文化財を保藏し、従いまして、我国文化の宣揚延いては観光誘致を以て、重要恒久対策とすべきに於ては、須らく運輸交通施設の整備拡充がいやが上にも緊要欠くべからざるものがあるのであります。

而して本県交通運輸の実体は、旅客輸送に関しては、その大部は近鉄国鉄及び奈良交通に依り、貨物輸送については国鉄が圧倒的であります。以下順を追うて申述べる事とします。

鉄道輸送に就て申述べますると、私は大正八年近鉄（当時大軌）が、橿原線の建設に着手した当時以来今日迄、実に三十有六年計らずも本県の交通運輸に関係する事と相成つたのでありまするが、当時を回顧しますれば、国鉄は既に現在線即ち関西線和歌山線櫻井線を運営して居つたのであつて、近鉄は奈良線のみで、その後橿原線の建設に引きつゞいて天理線の電化大阪線、参宮線、名古屋線を矢つぎ早に完成し、之に依つて、大和は名実共に国私鉄の両線に依り、大阪、京都、名古屋を直結し、頗る便益を得られる事と相成つたのであります。

道路について見るに、紀元二六〇〇年記念事業として完成された国道廿四号線（奈良―橿原）、其の後竣工を見た国道廿五号線（横田―壬寺）を除いては、局所的改修中のものはあるとは申しながら、遺憾ながら、概ね旧態依然たる姿であります。是は惟うに、平坦部は早期にあまりにも鉄道軌道に惠まれ過ぎた結果に依るものかとも考へられるのであります。

順序として初めに、県下交通網につき、次に主要駅扱乗降人員、大阪、京都、名古屋との交通量並に本県主要駅と大阪市相互間直通旅客数等を挙げて御参考の資料とし、又自動車に関しては、奈良交通の実績を引用し、最後に結語として

一、鉄道軌道及び自動車についての所見
二、各種統計から見た本県と大阪との密接なる関連性
三、観光県国際観光都奈良に望むの順序で私見を申述べて見たいと思います。

一、交通網について

県下には鉄道としては、近鉄、国鉄、信貴生駒電鉄、大和鉄道、奈良電鉄の五社と、バスとしては奈良交通、国鉄、奈良電鉄の二社があります。是等の沿革の詳細については、之を省略する事としますが、大体国鉄は明治時代に、私鉄は大正から昭和の初期にほゞ今日の姿に出來上つたので、概要左表の通りであります。

鉄道

社別	粁程	構成比	駅数	備考
近鉄	二三・四粁	五三・四%	七三	近鉄総営業粁程四七〇・二六粁の二六%、近鉄関係の総延長七六五%に及ぶ。
国鉄	八二・三	三七・六	二二	
信貴生駒	一四・三	六・二	六	
大和鉄道	一〇・一	四・四	七	
奈良電鉄	一・〇	〇・四	一	
計	二三一・一	一〇〇	一二八	

バス

社別	粁程	構成比	備考
奈良交通	一、〇一七・六粁	九八・九%	昭和廿八年五月調査県下自動車運行可能道路一四七七粁の七〇%に及ぶ。
国鉄	五・四～四・六	〇・二	
奈良電鉄	四・六	一〇〇	
計	一、〇二七・六		

県下交通網の特徴は、電車汽車何れに依つても、大阪、京都、名古屋の三都市に頗る便利に連絡していることであります。

一、輸送量に就て

奈良県は大和平野を除いて、その大部分は人口稀薄なる山地に属し、従つて人口も他府県に比し極めて尠く、昭和廿八年十月総人口七七万二千人であります

が、年間相当数の季節的観光客の來往あり、殊に春秋の二季には、之ら観光客の殺到を見る次第でありまして、各社別の旅客輸送量は左表の通りであります。

各社別旅客輸送量

社別	輸送量	構成比	備考
近鉄	四八、五〇七千人	六一・五%	近鉄は廿八年度
国鉄	一六、五六四	二一・七	国鉄は廿七年度統計に依る。
信貴生駒	三、七二四	四・九	
大和鉄道	二、〇二四	二・九	
計	六九、八九九	一〇〇	

主要駅一日降車人員中の比率表

主要駅	県下より到着人員	降車人員中の比率	県下輸送人員中に占める比率
大阪	四一、四〇五人	二〇・〇%	二九・七%
上六・鶴橋	三四、六五〇	三〇・一	二四・八
阿倍野	六、八〇〇	二・八	四・九
京都	八五五	不詳	〇・六
名古屋	三四四	一・二	〇・二

備考
奈良県より大阪市内（上六、鶴橋、阿倍野）に流入する旅客数は、同駅降車人員総計中約二四%、県下輸送人員の三〇%に当る。

註　廿八年上期の一日平均実績表に依れば、県下輸送量の約三〇%は、大阪市内との交通であり、流入の経路は奈良線、大阪線、南大阪線と三経路あるが、其の相関々係は南大阪線一に対し大阪線二奈良線四の等差級数的現象を現して居り、京都については県下輸送量の僅か〇、六%更に名古屋に至つては〇、二%降車人員中の一、二%であります。

一、県下主要駅対、大阪市内直通旅客（一日平均）

駅名	近鉄 乗降人員	近鉄 構成比	国鉄 乗降人員	国鉄 構成比
奈良（油阪京終）	四六、九五五人	七一・〇%	二九、〇一〇人	二九・〇%
郡山	一四、三六六	六六・八	七、一八〇	三三・二
天理	一〇、九一八	八五・〇	一、九四〇	一五・〇
櫻井	二、一〇八	四六・三	二、四八〇	五四・七
八木（畝傍）	一五、一三八	九一・一	一、四〇〇	八・四
高田	三、〇五三	七・三	三、八〇〇	九二・七
下田	二、九二一	八・一	三四、九〇〇	九八・九
御所	六、九一五	五二・二	六、三一五	四七・八
吉野口	二、三九九	三三・一	四、八四〇	六六・九

備考
国鉄は櫻井五四%、吉野口四七%を除き概ね近鉄の⅓―¼

一、主要駅（大阪、京都、名古屋）への到着旅客中に於ける奈良県下よりの乗車人員及比率

主要駅一日降車人員中の比率表

区間	大阪着	大阪発	直通合計	各駅乗降人員中の比率	備考
奈良―大阪市内	九、三五五人	九、二六三人	一八、六一七人	三九、七%	
高田―上六	二、四二〇	二、三七九	四、七九九	四五、〇	対奈良三%
阿倍野	六七六	六九九	一、三七五	五二、〇	同 五%
八木―大阪市内	四、一八七	四、一五六	八、三四三	四二、五	同 二%
櫻井―大阪市内	二、二二九	一、七四三	三、八六二	三二、八	同 三%
榛原―大阪市内	一、〇七六	一、〇八四	二、一六〇		

註、大阪市内には、上本町、鶴橋、阿倍野及びその経由を奈良には油阪を含む。

表に依れば、各駅共乗降旅客数の三分の一乃至二分の一が、大阪市内との直通相互旅客であつて、奈良県と大阪市との関係が如何に密接であるかを物語ると共に、奈良線、大阪線、南大阪線に依つて結ぶ近鉄の價値も亦非常に高いことが、実証された訳であります。

一、自動車輸送量に就て

県下の主要道路は、国府県道併せて一、六七九粁でありまして内自動車運行可能道路は、一、四七七粁であります。之に対し奈良交通は、全県下に亘り一、〇一七、六粁（全長の七〇%）の営業路線を設定し、県下山間地帯の主要交通機関として重要な機能を遂げているのであります。

近年に於ける輸送状況は、左表の通りであつて、昭和廿八年十二月一日より同廿九年十一月三十日迄の一ケ年間の輸送量は、一四、六七三、二〇三人で県下鉄道、軌道輸送量六九、八一五千人の二一、三%に当り（註 近鉄四八、五〇七千人、国鉄一六、五六四千人）国鉄の約八%に達している。

参考迄に奈良交通の保有車輛総数二百九十九輛で、其の内訳は下記の通りで乗合車一八〇輛（内定観六輛）、貸切車三十八輛、乗用車七十三輛、貨物車八輛であります。因に奈良交通の輸送状況は左表の通りであります。

近年における奈良交通の輸送状況

年度 / 種別	営業粁	比率	走行粁	比率	輸送人員	比率	車輛数	比率
二六年	七五五、三粁	10%	三、五七〇、五五六粁	10%	七、四三六、二五〇人	10%	一七輛	10%
二七年	八〇二、九	10五	四、〇五一、五九九	一三五	九、三五二、九二一	一二六	一九	一二三
二八年	八六〇、四	一一三	四、九一五、一四四	一六〇	八五五、七六〇	一五七	一九	一二三
二九年	一、〇七、六	一三三	七、二九八、二四九	二四〇	一〇、三〇三、一〇三	一九八	二八一	一五〇
三〇年三月現在							二九九	

結語

一、鉄道軌道自動車に対する所見

過去に於ける陸運進歩の跡を探ねて見ますると、鉄道軌道と自動車は各其の特徴を発揮してよく時代の進運に應へ、進歩発達、我国産業文化の向上発展に寄與して参つたのでありますが、その現況は、鉄道軌道は必然的に通勤通学の大量輸送と、長距離輸送を荷う事となり、之に伴う設備は、其のピークに備うるため尨大なる規模とならざるを得ず、しかも之に反して運賃はと云へば他物價に較べて著しく低い上に、旅客総数の六割五分内外が前記の如く通勤通学の定期客で、其の賃率たるや從来から社会政策的な高割引低運賃が規定せられ（例、通勤通学で割引率八割以上のものもあり）抜きさしならぬ状況に追いこまれつゝあるのが現状であります。

斯くて戦後経済界の変動物價の高騰に依り、人件費物件費は著しく膨脹している反面低運賃政策に規制せられて、鉄道軌道運営の前途は、実に容易ならざるものがあるのでありまして、国策的要建設線を除いては、経済的な新線建設は殆んど不可能ではないかと思はれるのでありまして、延びて行く今後の輸送増加の解決は、現存設備の改良拡張等で、どうにか賄つて行くより他に道はないのでありますまいか。

自動車に就て申述べまする

一般状勢

戦後資材不足の中より血の滲む様な努力の結果、漸く起ち上り今日の成果を見る事と相成つたのでありますするが、要路の認識未だ十分ならず、特に重要資材たる燃料及車輛等に対し、驚くべき高率課税に（ガソリン一粁立当り一三、〇〇〇円、價格の四割相当）業者は呻吟しているに拘らず、年々歳々の議会に於て、何時も課税引上げの対象とせられ事業の前途暗憺たるものあり、業界の奮起が要望せられて居る次第であります。

本県の特異性

以上の外に本県としての特異性は、事業対象とする常時人口僅かに七十七万に対し、春秋二季に殺到する多数観光客のための尨大なる物的人的設備を必要とするので、鉄道軌道以上、シーズンオフの処置については、頭を痛めているのでありまするが、今日迄当局の理解ある指導と、路線貸切乗用三事業の総合運営に依り、漸く切り抜いてまいつたのであります。

参考

貸切バスによる県内への流入人員

廿八年度に於ける県観光バス駐車台数は、四、八〇〇台であり一台当り五〇人とみて約二十五万人の流入であります。（県観光課調）

今後につきましては、其の自動車の持つ特徴を活かして、機動性を発揮し、鉄軌道に恵まれない地帯に路線を拡張し、更に延びゆく道路の改良と相俟つて、沿線各位の要望に應へ、以て鉄軌道と自動車が一丸となつて、本県輸送の要請に万全を期し度く念願いたして居る次第であります。

二、以上各種統計から見た本県と大阪市との密接なる関連

県下より大阪市に到着する人員は、一日四一、四六〇人で県下全輸送人員中実に二九、七%を占め、しかも県下主要都市奈良、高田、八木、櫻井、榛原と大阪市の相互直通旅客は、各駅乗降人員の三割以上五割五分に達するものから見ても、実に大阪市との緊密なること、之を結ぶ近鉄線の價値も亦偉大なる事を痛感する次第であります。

（註、政治の中心である奈良市との直通旅客は、僅に二―五%であることを見ても）

三、観光県国際観光都奈良に望む

観光客の誘致滞在宿泊等の事については、常にやかましく論ぜられる処でありまして、接客の方法もさる事ながら、御客に対し気持のよい観光コースが第一と思うのであります。

奈良を中心とするコースとしては

一、の　山めぐり

二、市内めぐり（定期観光）一時間十分

（同　）一時間五十分

三、平城西の京めぐり

（同　）三時間三十分

（法華寺、秋篠寺、西大寺、唐招提寺、薬師寺）

四、西の京法隆寺めぐり　四時間

（唐招提寺、薬師寺、中宮寺、法隆寺）

八木櫃原を中心とするもの

飛鳥めぐり　二時間三十分

等がありますが、路線によつてはあまりにも悪路で、早期改良を要するものがあります。道路の概況については、先に申述べましたが、極く卑近な例を挙げて見ましても、西の京、法隆寺へのコースでさえ、道路狭隘で同一路線を往きつ戻りつして、無用な時間をかけ循環とは名のみで、旅客には頗る感じを悪くしているのが現状であります。是等は、関係官庁間で連絡を遂げ、一日も早く整備されん事を切に希望する次第であります。其の他申上げ度い事は数々ありますが、特に本県として、年来朝野を挙げての待望の的である、大阪、奈良間貫通道路の早期建設促進を、関係御当局に要望申上げる事として本稿を閉づる事と致します。

（奈良県商工会議所、交通運輸部会長）

（奈良交通株式会社々長）

（税）（務）こんな税金どうなりますか

固定資産税の審査請求

【問】当方小会社ですが償却資産の固定資産税の評價が納得できないので不服を申し立てようと思います。提出先はどこでしようか。請求様式、提出期限等注意事項を御示し下さい。

【答】固定資産課税台帳を縦覧した結果、その登録事項（評價額）につき不服がある場合には、課税台帳縦覧期間の初日からその末日後十日までの間（通常は三月一日から三月三十一日まで、が原則です）に審査の請求を行うことができます。審査請求書は文書により固定資産評價審査委員会宛に行うべきです。

固定資産評價委員会は市町村長から独立した機関として各市町村ごとに設けられており、納税者の不服事項を処理する審議機関です。

次に審査請求書の様式については特に法定されたものはありませんが、当該市町村において特定したものがあればそれによることとされたい。何れにしても請求書に記載すべき事項は

一、請求者の住所氏名（法人は本店、所在地、会社名、代表者の住所氏名）

二、請求の事項及び事由、例えば十万円の評價額を五万円に訂正してもらいたい旨及びその事由を簡潔に記載する。

三、口頭審理の手続きによる審査を請求する場合にはその旨を記載する。

所得税と贈與税の二重課税

【問】自宅の隣地たる宅地（私名儀）を弟名儀に変更したところ、当局から呼出しがあり、贈與した私には譲渡所得税が課税され、また贈與を受けた弟には贈與税が二重に課税されるそうですが事実でしようか。法律の規定上の根拠を示して下さい。

【答】財産の贈與を受けたものは贈與税を納める義務のあることは相続税法第一条の二の規定するところでありこの点については了解できるところと思います。

次に所得税法第五条の二の規定によれば、財産の贈與をなした者に対しては、贈與時の時價を以て財産を譲渡したものとみなし、贈與者に対し所得税を課税する旨規定しています。よつて当局のいうごとく財産の贈與が行われると、贈與者には所得税が、受贈者には贈與税が課税される税法上の建前となつています。

論壇

信用保證協会の保證基金に關連する諸問題

胡内郁藏

一、信用保証協会の保証能力と保証基金

信用保証協会は、金融機関に対し保証することにより、保証人たる立場にたつ関係上、充分なる保証基金を持つことが必要である。それは信用保証協会の保証能力の限度が、保証基金の増減により左右されるからである。本協会の基金（出損金）は設立当初の五七〇万円から年々増加し、本年二月末で二、六三三万円になつたのであるが、果して今後も、従来のようなテンポで、増加して行くであろうか。保証基金の九四%を占める、県、市等の地方公共團体からの出損金等が、最近の地方財政の現状からして、今後その増加につき、多くの期待を持つことが困難であり、さりとて金融機関、商工業團体からの出損金にも、余り望むことが出来ないからである。かように地方公共團体等からの出損金の増加が、多く期待することが出来ないとすれば、残された途は、出来得る限り代位弁済を少なくし、実質的な効率を高め、保証基金の減少を防ぎ、代位弁済後はその求償債権の管理に、更に一段の努力を拂わなければならないことである。

ところが、信用保証協会の負担する保証債務は、民法上の単なる保証債務ではなく、商法上の保証債務と解せられる。即ち信用保証協会が商人たる中小企業者の営業に必要なる資金を、金融機関から借入するにつき、その債務の弁済を保証するものであるからである。従つて民法上の催告及檢索の抗弁権を有しないことは、信用保証協会と金融機関との間に締結している約定書に、規定されているところである。而して又この保証債務は信用保証協会が県の委託によつて行つている、中小企業信用保険法による損失補償ではなく、一種の支拂保証と解せられる、従つて金融機関が代位弁済を請求しうる等（最終弁済期間経過後六十日）において、主たる債務者（被保証人）から、全部（一部の弁済あればその残額）の弁済を受けるのであり、特別の損失があつたことを証明する必要がない。かように、信用保証協会の保証債務は、連帶保証であり、支拂保証的性格を有するものであるからその保証債務の履行を充分にするがためには、常に保証基金の充実を図り、金融機関よりの代位弁済の請求に対し、充分に應ずる準備をしておくことが、必要となつてくるのである。

金融機関が、信用保証協会の代位弁済の能否に関して、信用保証協会の保証能力を評価算定する場合に、その基準を名目的保証基金の額から、求償債権相当額を控除した実質的保証基金、即ち流動性ある保証基金の額においているようである。

本協会の保証能力（保証債務の総額）は、保証基金の十倍を限度としているが、金融機関側では、その十倍は本協会の実質的保証基金、即ち代位弁済充当資金量を、基準として見られており、この実質的保証基金額の十倍相当額を、協会利用の限度としているようである。

前記のように保証能力の評価算定の基準を、実質的保証基金額、即ち代位弁済充当資金量におくとすれば、融資の保証に際しては、愼重にこれを取扱い代位弁済を生じないようにし、その実効を高めることにせねばならない。然しながら、信用保証協会の信用保証はその性質上代位弁済の生じないことを、絶対に期待しえず、寧ろ代位弁済の生ずることが当然ともいうべきで、只その多少の点にあるだけである。かように代位弁済が必然的であり、その代位弁済によつて、保証基金の減少を來し、引いて実質的保証基金額の減少を、招來する結果ともなるならば、急速にその求償債権等の回収に努力すべきである。然し代位弁済をうけた業者の大部分は、負債超過の状態にあり、これを急速に回収することは、極めて困難であり相当の長期間を要し、然も全部を完全に回収することは、殆んど不可能で、若干の損失を生ずることは、到底免れないことである。かくして代位弁済による求償債権等は、固定化し、無價値化し、信用保証協会の実質的保証基金額は、漸次減少の傾向を辿つていくのである。この点よりしても保証基金増額の必要が、当面の重要なる問題となつてくるのである。

仍て、今後本保証協会の実質的保証基金額を維持し、更にその増加を図らなければ、より多くの中小企業者の信用保証の申込に、應ずることが困難となり、信用保証協会の機能を、充分に発揮しえなくなるのである。

二、信用保証協会の使命と保証基金

最近、中小企業者の中では、金融引緊め等の影響により、整理を余儀なくされる企業が、できているので、信用保証協会も單に中小企業者に対する、信用力の補完のみにとどまらず、更に社会的、経済的機能までも、営むべきか否やについての問題が起つてきているのである。換言すれば、信用保証協会は、優良にして、国民経済上必要欠くべからざる企業に、対する、信用力の補完から、更に進んで、不良な、公正な競争から脫落すべき企業までも、危險を冒して補完すべきであるか、否やの問題である。ところで、この問題は信用保証協会が、現下行われている国家の金融引緊政策に追從して、その目的の達成に協力すべきや否や、及信用保証協会の保証能力の如何の問題に、帰

[illegal] 當する[illegal]ろう。

国家の[illegal]融引緊政策の窮極の目的は、インフレ的傾向による我国経済を、正常な状態に戻し、将來の発展への基礎を作るにあるとするならば、従來無計画的な経営を行つて來た、或は必要以上に拡大された企業が、整理縮少されなければならないことは已むをえないことであり、信用保証協会も又、その線に添い国民経済的な見地からして、被保証企業を選ぶべきであろう、勿論、優良にして国民経済的には、必要欠くべからざる企業の保証から逸脫して、不良企業の延命のための救済的保証まですることは、避けるべきであろうが、現在の企業内容が仮令不良であつても、これを資金的に援助することにより、復興発展の見透が充分あるものについては、一時的に延命のためと思われる不良企業に対しても、多少救済的な立場において融資の保証をなすも、強ち国家の金融引緊政策の目的の遂行を阻害するものとも思われず、寧ろ見方によつては、これらの不良企業に対してこそ、信用保証協会の融資保証が必要といわれるであろう、然し信用保証協会が、或程度の救済的機能を営むことも已むをえないとした場合においても、現在の中小企業の資金需要と、信用保証協会の保証能力からして見れば、このような救済的機能までも、果すべき余力は、現在持つていないのである。

三、信用保証協会の業務と保証基金

信用保証協会の行いうる業務の範囲は、信用保証協会法第二十条に規定しているが、本協会が現に行つている業務は、同条第一号の業務（中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証）の業務だけで、然もその業務中金融機関が、中小企業者に対してなす貸付（手形貸付、証書貸付）の保証を主とし、手形割引の保証については、殆んど行つておらず、又給付の保証については、未だ行つたことはない実情である。それは現在行つている貸付の保証は、單に保証技術が容易であり、危險が比較的尠ないということだけではなく、金融機関からの融資の形式が、かゝる方法によつて行われることが、かなり多いからである。勿論、手形割引の方法によつて行われる件数も、決して尠なくなく普通銀行にあつては、手形割引も相当多いものと思われる。従つて、本協会としても昨今、手形割引の保証を積極的に実行すべく準備を進めているが、これが実行に当つては、融通手形その他の不良手形による危險を如何にして阻止するか、更に、手形割引保証の範囲及方法をどうするかを、併せて檢討しているのである。然しそれよりも先ず今後手形割引の積極化に伴い、累加していく保証額の増大に比例して、保証基金の増加が果して期待できうるや否や、即ち本協会の保証能力が、それまで及ぶや否やを、檢討することが必要なのである。

最近、手形割引の保証の要望は、企業者は勿論、金融機関からも再三主張されており、本協会自身もその必要性を充分認識しているので、その急速なる実現を期しつゝあるが、これも亦保証基金事情等からくる制約があるのである。そうして給付の保証については、その保証期間が、比較的長期になることからして、被保証企業の内容の変動により危險性が比較的多く発生する虞れがあるので、一應小範囲の保証にとどめ、逐次拡大の方法によることにしている。

次に第二号業務（中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証）及第三号業務（銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を

受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行つた場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証）の保証も、何れも企業者のために必要であり、これが保証により企業者の受ける便益は、甚し尠なくないので、これらの業務も早急に実行すべきであるが、これら全般に亘る業務の保証を、充分やつていくためには、かなり多額の保証基金を要することとなる。

然し信用保証協会が、担保力の乏しい信用力の薄弱な中小企業者の信用力を補完して、これら中小企業者の融資に役立つためには、なによりも先ず、保証基金の増加が、極めて緊要なことになる。

叙上のごとく信用保証協会の保証基金の増加が、当面する重要な問題であるが、地方公共團体の財力よりして、その増加につき多くの期待を持つことが出来ないとすれば、国家が信用保証協会に対し、出資又は助成金を交付するか、或は財政資金を信用保証協会に預託するか或は又、信用保証協会を通じて、金融機関に預託する等、信用保証協会に対する国家の強力なる援助を、急速に必要とするのである。

（奈良県信用保証協会常務理事）

食後の一ときを……職……場……の……ダ……ニ……

どこの職場にもチンピラと呼ばれる若者やヒステリー性の強いオールドミス、自分さへ良ければのガリガリ亡者等のいわば職場のダニ的な者が一人や二人は居つて、この小数の者により、真面目な職員善良で気の弱い事務員が常に嫌な思いをし、ひいては仕事の能率を下げる結果になるものである。

米国のある鉄工場で人事と労務の担当者が辞職を願い出た二人の工員に最終面接を行つた結果起つた事件を紹介してみよう。

この最終面接というのは辞めていく職員より、今までの職場に対する不平や不満をききまた職員の真の退職理由を確かめて人事や労務の参考にし、ひいては気持よく次の職場に移つて行かせようとする試みで、職員にしても辞めていく職場なので思いきつたことでもぶちまけるし、何でも思つていることを言つてしまうためかさつぱりした気持になれるらしく、相当の効果が上るものらしい。さてこのおとなしさうな工員との面接で、この二人が辞める本当の理由は工場の同じ職場内に不良のボスがいて何人かの子分を作り、遊ぶ金に困るとおとなしそうな真面目な工員に片はしからタカりあるき、嫌な顔をしたり、ことわつたりすれば暴力でおどすので後難をおそれて誰も表沙汰にするものもなく、多くの工員が苦々しい気持で仇いていることが知れた。

勿論会社側ではこの二人に辞職を思いとまらせた上にすぐこの不良のボスと悪質の者数人を辞めさせ、理由を会社内に掲示し、あわせて労務人事関係者がその処置がおそかつた点を詫びて非常な好評を博したそうである。

これは最終面接を行つたため大きな利益を得た例である。もしこの面接をしていなければその発見は遅れ、そのために会社側のこうむつた損失もまた非常に大きかつたであろう。

この最終面接はわが国ではあまり行われていないようであるが、米国あたりでは相当重要なヒューマンリレーションの一つらしく面接技術の研究まで行われているようである。しかし面接方法は採用時の面接試験とコツの同じことは当然で、観察の巧みな人が上手に誘導すれば相当の効果はあげ得るものと思われる。「一身上の都合」とか「家事の理由」とかの表面上の理由をうのみにして良き忠告者をとりにがさないよう心すべきである。

（会議所ニュース八六号より）

隨想

企業合理化の問題点

宮崎昭

現在わが国の企業の直面しているもつとも重要な問題点は、先ず生産性の向上と労使協力体制の確立の二点であると思われるのであります。先ず第一に生産性の向上は企業に国内的の競争力を與えるは勿論、大きくは世界的に迄その力を伸長させて、国家の経済力を発展せしめる基礎を作るものであり、後者は労働組合の発達につれて企業経営がいかなる進路に邁進する可きかを教えるものであります。

企業の合理化と民主化とがいかにして調和を保ちながら経営の安定性を確立し、又労使共に自分の企業の上に安心立命の境地を切り開くか、この二つの事が極めて重要な問題となるわけであります。

現在我国の貿易の伸展を阻止している最も大きな原因の一つは生産原価が高過ぎると云うことであり、之れが引いては国内経済不安定の基ともなつているわけで、わが奈良県地方としてもこの事実の前から一歩も出ることの出来ない宿命にあることは申すまでもありますまい。

さて原材料が或る一定限度の価格で拘束されるかぎり品質を落さずに原価を引下げ、さらに進んで品質を高めながら原価を引下げると云う、重要点に対する解決方法としては、往年の如く安価な労働力又は專制主義的な圧制によつてその目的をとげることの許されなくなつた現在では、吾々は労働量あたり、労働手段あたり、ないしは原材料あたりの生産量の増大を計るより致し方が無いのであります。つまり生産性の向上こそ経済の安定のための絶対的な要件でなければならないし、結局民度の向上に欠く可からざる条件ともなるのであつて、この様な生産性向上のための基礎となる生産体制を秩序だて確立するには、先ず労使間の協力を確固不動のものとせねばなりません。

第二次大戰後、好むと好まざるとに拘らず、もとから遅れていた我国の社会が、世界思潮の大変革に應じて急速に変貌を遂げねばならない狀態に迫られるにつれて、企業体内においても経営と労働の間に幾多の混乱と軋轢を生んでまいりました。

この混乱に対應して新らしい意味の生産秩序を打ち立てるには偉大な勇氣と深い理解を要する事は論ずる迄もありませんが「経営者は企業の利益のために働き労働者は自分の生活の安定のために働く」と云う相反する矛盾があつても企業内における両者の活動力の間に間隙があつたり、又は相反目があつては企業の成功を期することが出来ません。結局は両者の目的を満足させつゝ生産の場における労使の機能の分担が全く適正であることが必須であつて、経営の成功もまたそれによつて期待せられるのであります。

この様に生産性に関する問題と労使関係の問題とは現代企業合理化における二つの根本問題であると同時に生産体制の確立という点で相互に密接な関連性を有しているわけであります。一方はあくまでも合理性即ち科学的な基礎に立つているのに対し、労使関係は非科学的な反面を有する人間関係に基礎を置いている事が吾々の頭を悩ます点なのであつて、合理性をモットーとせねばならない企業体を非科学性を内蔵する人間がその経営の役割を分担するという事実が役割の明確化と規律化の必要性を強調される根源ともなつて居るわけであります。

この様に生産過程は人と物とによつて構成されているもので生産過程の一要素である個々の設備や作業の近代化ないしは合理化の問題はこゝには取り上げないことゝすれば人がその企業の活動の主体となり、その物的手段を完全に廓使する人間のあり方いかんが生産性向上の前提となつて来ます。即ち経営における人間の仕事の合理的な分担所謂職責権限の明確化がその鍵となるのであります。

又一方労使協力体制の確立の鍵は経営者も労働者も経営組織の一員としてその性格の中に前述の互に背反する性格を保有しながらその部分活動に於ける役割の規律化即ち職責権限の明確化にあると云い得るのであります。

要は経営体に所属する人はすべて経営内において分担する職能に應じて位置づけられ職能を果すという約束に基いてその地位を與えられるものであつて、活動の方向や様式を決定するその職能を担う

人は権利と力をもち、その力を権限と名づけ、又その果すべき職能を職責とよんでいるわけで結論的に生産性の向上も、労使の協力体制の確立も、この職責権限の明確化に帰一してくると思われるのであります。

さてそこでその具体的実践と云う段階に立至つては更に困難な種々の現象が眼前に展開して来てる事でしよう。それには次の条件を着実なタッチで行わなければなりません。

一、経営における職責権限の眞の意義の把握。

二、職責権限明確化の適確な見透し。

三、職責権限の明確化を阻む抵抗の実体の究明。

四、職責権限の現状の把握。

五、綜合体系の構想。

六、実施順序と進め方の計画。

この様な一連の努力をかさねても企業の性格発展の過程、環境、によつてただちに理想が実現出来るものではありません。

吾々は企業の現状に即した適当な方法を選択し、その具体化に努力していくことが逐次新らしい発展を遂げる前程であります。

その具体的方法は又次の機会にゆづると致しまして、本文を終ることと致します。終りに奈良県下中小企業体の発展と進歩を心から祈つてやみません。

（奈良県商工会議所労働委員会委員
吉川産業株式会社常務取締役）

隨想

中小企業の生る道

京極信太郎

今年は衆議院議員、知事、市長、県議会議員、市議会議員、其他町村長及び議員に至るまで、実に選挙のオンパレエドで賑かなことでありました。そしてどの候補者も、中小企業の振興とか維持育成とか中小企業者の人氣取りに大童の体でした。尤もこのお題目誠に有難く結構なことではありますが、具体的な振興対策については、寡聞にしてあまり耳に致しませんでした。まことに隔靴搔痒の感深かつたとでも申せましよう。

そこで昨年から今年にかけて我国の経済は、輸出が伸びたのと、輸入の減少で、国際收支については、黒字に轉換し、デフレ政策の御利益としては、卸賣物價で一〇%、小賣物價で三%程度値下りを見ています。一應はこれで結構な様に考えられますが、輸出に就ては出血の輸出が多分にあり、輸入にしても、原材料在庫品の都合で減少しているに過ぎないとも考えられ、いつ迄このバランスが続く事やら、又物價の値下りもデフレの荒波による「ダンピング」ものがあつて下つたのも一つの原因ではないでしようか。一万田藏相は「デフレも入合目、この辺で国民諸君にミルクでも」とおつしやつていましたがさてどう推移して行くことやら何としても中小企業者の風当りは「キツイ」。

さて我国租税收入の内、勤労所得税が五〇%、法人税と個人営業所得税が三〇%、残りの二〇%が農家の負担となつているそうですが、これでよいのでしようか、又中小企業者には事業税と云うものが課せられているが、農家には課せられていない。又大企業法人には、租税臨時措置法とか言うて法人税は三〇%しか課せられないのに、中小企業法人には四二%キッチリ取られる。これで負担の公平という原則が守られているだろうか。

次に中小企業の現状は全国工場の九十八%、輸出産業の六〇%、生産高では五〇%、労務者では七〇%という「ウエイト」であるのに、税の問題といい、又金融の問題にしても中小企業に対する銀行貸出しは三七%という、みじめさである。かてゝ加えて、近頃は、労働攻勢まで中小企業者に押しよせて来ている。

今こそ中小企業対策は、政策の中心として採り上げて貰わなければならない時に到達している。例えば税制を根本的に改善するとか、中小企業専門金融機関に財政資金の出資をうんと増して貰うとか、労働法規を改正して中小企業者に則した制度を確立するとか、問題は山積しています。然し中小企業者には、農家や労働者のように強固な團結がない、組織の力がない。この團結、この組織こそ我々中小企業者として、最も希求すべき事柄ではないでしようか。

そこでです。そこで昨年生れた新しい商工会議所の活躍を期待せられるものであります。一本の矢は折れても三本の矢は中々折れません。商工業者一人の力は弱い、けれども多数の團結の力は恐ろしいものです。この爲には一人でも多く、一人ではない、全中小企業者が一人残らず会議所の構成員となつて、会議所という全国的な組織を利用してお互利益の爲に邁進することこそ中小企業者の生る道の唯一の方途に外ならないことを断言する次第であります。

（奈良県商工会議所総務課長）

金融

貸金はこうして取立てる

（問）当店は、A商店に貸金がありますが、A商店が資金がなく支拂いません。そのA商店はB商店に賣掛金がありまして。これを取立てる方法はありますか。

（答）貴店は、A商店に代つてB商店に対してその賣掛代金を請求することは出来ます。

もしB商店が請求に應じなければB商店に対し貴店が原告になつて訴訟を起します。

この場合、「被告B商店は原告A商店に対して金X円を支拂うべし」という判決を求めるところを、「被告B商店は訴外A商店に対して金X円を支拂うべし」との判決を求めることになります。

こうなれば、B商店はA商店に金を拂わなければなりませんし、強制執行も出来ます。しかし、実際にはA商店の債権をとり立てても貴店が優先的弁済の権利なく他の業者にもA商店に対する先取特権をもつ債権者があらわれれば、せつかく努力したことも水のあわになります。

そこで訴訟を起すかどうか、弁護士に相談をしたほうが有利ですと日本弁護士協会ではいつています。（日本商工会議所）（商工ニュース二一七号より）

解説

平價切り下げの話

機会あることに「平價切り下げの話」が繰り返されるから、別にニュースというわけではないが、この問題を吟味して置こう。

一、第一に知るべきことは、英独等において自由交換とは、実質的に何をいうかである。これを知らないで、彼等が自由交換になつたら、日本を何とかしなければならない。だから平價切り下げだ。という論理を運ぶ人が多いが、まことに空々漠々たる模範的素人論というべきである。

英国の場合、自由交換とは〝磅地域以外に住む人、すなわち外国人が、英国内に持つポンドは、自由にドルにでもなる〟ということである。これをNonresidential Convertibity 非居住者交換性というが、ポンドの自由交換とは、この非居住者ポンドの交換性に過ぎぬことは今日一般に知れ亘つた事実である。

とするとそれは何を意味するか。英国内に住む人間は、依然として爲替管理に服するということであつて、彼等の身分は、日本国内に住むわれわれとあまり変らない。ただ英国には、外国人所有のポンドがあつて、それは従来不自由であつたのが、自由になるということである。それを日本の場合に飜訳すると、日本はかつて日英支拂協定で、ドルクローズを落す落さないで苦労した。そのドルクローズを、頼みもしないのに復活してくれるというのがポンドの自由交換である。

ドイツの場合、マークの自由交換とは、実質的に何であるかを、私はまだ適確に知らないのであるが、原爆危險下の国が、資本移動の自由を許し得る筈がないから、ドイツが国内人に対しても爲替管理を全廃して、眞の自由の姿になることは想像出来ない。とすると彼等の自由交換とは、〝資本移動ならぬ国際取引、貿易とか利拂送金とか海外旅行とか、いわゆるカレント・トランスアクションを目的とする〟ということであろう。

もしそれでなければ、ドイツもまた新らたに英国流に、外人所有マーク勘定というものを作つて、それをドル轉換自由とするのである。それも考えられないことではないので、現に日本もたとえば、日本が輸出したいなら、相手国はお得意様、お得意の懐具合は、温い程有難い、という論理である。

「コンバーテイブル円」なるものを作つたことがあるのだが、まづまづそうではあるまい。

二、さて自由交換の内容右の如しとするとそれは日本にとつてどういう影響があるか。〝甚だ有難い〟という一語につきる。〝彼等がそうなるから日本は大変だ〟と例によつて恐怖症をおこすのが通例のようだが、どこが大変だかを、具体的に言つて欲しいのである。

〝有難い〟というわけはこうである。あれ程棄てることを惜しがつたドルクローズを復活してくれるのが、都合がよくなくて何であろう。これからはポンドに出超ドルに入超おかまいなしになるのである。

〝大変だ〟というのはおそらく相手はそんなにエラクなるのに、こつちがもとのまゝでは、ということであろう。ところが向うは既にエライからやがて自由交換と行くので、差は既についているのである。その差を歎くのはいい。奮励すれば一層いい。しかし、エライ結果自由交換になつてくれれば、こつちも助かるのであつて、自由交換自体は、日本にとつて飽くまでプラスである。その理由をもうひとつ

三、ポンドについて言つたことは、自由交換の内容は多少違うドイツについても等しく当てはまる。そしてそれらは、日本の平價切下げとはどう関係するか。切り下げの可能性をますます少くするのである。

何故そういうかというと、上記お得意様の懐具合といつて説明したことによつてわかる通り、日本の商賣は今後やりよくなる。それは実質的に日本の国際收支改善に寄與するのであるが、もうひとつ、理論的に、彼等殊にドイツの行き方が、日本の行くべき道を示すからである。

その道とは、一歩一歩爲替管理を自由化――して――遂に〝自由交換と呼んでもいい状態〟にまでドイツは來た、ということである。日本の歩くべき道は、それ以外にないことは、もうわかりそうなものと、私は思うのだが、彼等の自由交換復帰は、まるでそれを、〝これでもまだわからぬか〟といつて日本国民に示すようなものである。（日本経済復興協会連報一〇四号より）

解説　会社と事業組合の話

株式会社と有限会社の相違点

株式会社がいいか、有限会社がいいかは会社を設立しようとする目的や出資予定者行おうとする事業の性質・規模によつて決定される。

具体的に異る点を示すと、双方とも有限責任ですなわち引受けた出資額の額面金額までを限度として責任を負うことは同様である。株式会社の株券は自由に賣買出來るが―讓渡の自由を原則としている―有限会社はその持分を他に讓渡するときは社員総会の特別決議を必要とする。また株式会社は発起人の引受けた残余の株式を一般に公募して設立するが、有限会社は公募出來ず、社員(出資者)は五十人以下で資本金は十万円以上(一口一千円以上、株式会社は一株五百円以上)となつている。

これらの規定は有限会社を知己同志の間で設立する人的な要素を主体とした会社として特色付けている。從つて株式会社に比較して、設立手続や内部機関の組織も簡單で、法的責任も軽い。

要するに株式会社は大会社向であり有限会社は中小企業向の内輪な経営をする会社として特徴がある。

事業協同組合と企業組合の相違点

両方とも中小企業等協同組合法という法律に基いて設立せられる法人であつて、協同組合主義に立つているところは同じですが、組織してからの運営の仕方が全然ちがつています。すなわち協同組合の方は定款で定められた出資をしなければなりませんが、自分の営業はそのままで独立に経営していただく取扱商品の一部には全部を共同仕入をしたり、あるいは共同販賣、共同加工、共同保管などを組合で行うこととなります。また共同で資金の借入等もします。ところが企業組合の方はこれに加入するものは原則として組合の行う事業と同種類の営業はできませんので、從來営業をしていた人は廃業届を出し、自分の営業用資産や債権債務も一括して組合へ投資し自分は企業組合の從業員兼出資者となり、給與の支拂を受けることとなります。したがつて個人事業を廃業して会社にとけ込むと同じようなこととなり、企業組合は会社のように独立した企業体として独自の営業を行います。事業協同組合の方は組合の営業を補助する補助機関です。組織者は事業協同組合の方は会社でも個人でも中小企業であれば加入できますが、企業組合の方は零細業者には事業を行おうとする個人で組織するものであつて会社は加入することが出來ません、組織の手続はいずれも組合をつくろうとするものが四人以上発起人となつて、中小企業協同組合法の定款例に基いて組合名、事業、組合員たる資格、出資一口の金額と拂込方法、役員数と選任方法などを記載した定款を作成して、知事の認証を受け、組合員を募集して創立総会を開き、出資の拂込を全うしたら設立登記をします。

経営　繁昌うたがいなし

（小賣商店接客法）

何でも率直におつしやるハッキリしたお客様と、店員に謎をかけてくるお客様とがあります。自分の子供ならば「謎みたいなことをいつてないではつきりしなさいよ」ときめつけることができますがお客様はそうは参りません。「新聞紙かなにかくれないか」という謎は「包んでくれ」という謎ですから正直に「ハイ新聞紙」などといつてはいけないのです。

「この時計は良い品かい」「これうまいかい」「この魚新しい？」と聞かれるお客があります。凡そこれは愚問です。

誰が「いや、これは古いです」とか「とんでもない、まずいですよ」などと答える商人がいましようか。

しかし、これはお客様の謎なのです。商人がそう答えるだろうことは百も承知なのです。

しかし、一應謎をかけてその反應を確めるのです。

從つて、あなたが「さあ、大丈夫だと思います」とか「新しいはずです」などと答えたらお客は買うのを止めてしまいます。

勢よく「大丈夫でございます」と申上げたり、

「どなた様からも非常に好評をいただいております」と申上げれば納得して買つて下さいますし、

さらに「御買上げ」一年以内は責任をもつて無料修繕致しておりますから」とか「万が一悪いところがございましたら、いつでもお持ち下さいませ、お取替え致します」とか申上げればお客様は完全に安心して買つて行きます。

この謎をとくことがだんだん進んできますと、あなたはお客様が一々謎をかけなくとも、どんどん先廻りしてお客様の不安に思いそうなこと、希望していることをテキパキと処理してゆきます。

喫茶店でお客様が椅子から立上つてキヨロキヨロしています。トイレットを探しているに違いありません。さつそく御案内しましよう。

藥局で男子店員が應待に出て行つたところ、御婦人の御客様がモジモジしています。男の店員が出たのでは買いにくい品だなと見当をつけて、女店員なり奥さんなりに出てもらいましよう。

お客様がピースを一本取出してくわえました。「マッチ無い？」と聞かれるまでもなく、すぐ火をつけて差上げて下さい。そしてそれが店の宣傳マッチであつたなら、そのまま差上げて下さい。

陶器店にお客様が入つてきました。大きな火鉢が氣に入つたようですが、なにか考えていらつしやいます。「お火鉢でございますか。どちらでも無料でお届けしますが」と伺つてみて下さい。

風邪藥を買つたお客様が、箱をぐるぐるひつくり返して、なにか探していますす。「御存じだと思いますが、一回二錠づつ一日三回お飲み下さい」と申上げて下さい。

ボストンバックを買つたお客が、なにか腑に落ちないような顔をして鞄をひねくつています「どこか工合が悪うございますか」と伺つて下さい。賣つてしまえばそれまでではなく、恐らくお客様はチャックの工合などが変なところがあるのでしよから、悪ければお取換をしなければなりませんし、お客様が使い方がわからなかつたなら說明して下さい。機轉の利く店員となりましよう。

放送塔

輸出取締指定品目改正

通産省では輸出品取締法にもとずく指定品目三十八の改正をつぎの通り発表した。実施は四月一日船積の分からとする。

一、第三条（等級を指定するもの）及び第四条（最低標準をきめるもの）の標準を改正するもの、ラジアル玉受、受円筒コロ軸受、円錐コロ軸受、顯微鏡、スライド映写機、强力ニッパ。

一、新しく第三条に指定して第四条の標準を改正するもの＝自轉車用ゴムタイヤ。

一、新しく第四条に指定するもの＝電解コンデンサー、鑄込みマイカコンデンサー、山型固定磁器コンデンサー、放送聽取受信機用中間周波変成器、ゴム引布製品、手ばりゴム引布製品、軟質ゴム板、カットシート製ゴム管、軟質ゴム管、ゴム製手袋、スポンジゴム及び同加工品、純ゴム糊、電氣用ゴム手袋精製ナフタリン。

一、第四条の標準を改正するもの＝スラスト玉軸受、完成ミシン、ミシン部品、ミシン針、噴霧器、自動車用部品（プレーキライニング、クラッチフエーシング、走行速度計、電氣式窓拭本体、眞空式窓拭本体、後写鏡、電氣式警音器、椀木式方向指示器）試藥自轉車ゴムチューブ。

解説　やさしい特許出願の手引

実用新案とは物品の形状、構造、新組合せに係る所の実用性のある規の型を云う。

◎形状の実用新案とは……例丸い鉛筆の軸を転がらぬ様に三角形にしたもの等。

◎構造の実用新案とは……例鉛筆の一端に消ゴムを取付けた如きもの等。

◎組合せの実用新案とは……倒木ねじと木ねじ廻しと組合せたもの等。

②特許と実用新案の区別

特許は現存しない新規なものとか新規な效果を有する製造方法の様に独創的效果を伴い生み出された工業的発明である。

又特許には製造法の様に方法に就いて発明があるが実用新案にはない。実用新案は物品の型のみに関するから物質の成分（例えば合金セルロイド等）は対象にならない。

③意匠と実用新案の区別

実用新案は専ら実用的型に重きをおき体裁は問題としないが、意匠はその物品の外観を美しく又は趣味を感ぜしめる様な考案である。

④登録を受けられる実用新案

◎物品の形状、構造又は組合せに係る所の実用性のある型の考案

◎型が新規であること

※登録出願前にその型又は類似のものが国内に使用されたり知られたり、或いは刊行物等で発表されたりしていないこと。

◎同一又は類似の出願が二以上あつた時は最先に出願したものであること。

※特許庁に願書を持參した時は特許庁が受け取つた日、郵便局で出した場合は消印の日時又は書留の場合は受領証の日時。

⑤登録を受けられない実用新案

菊花御紋章と同じものや之に似ている形又は秩序、風俗、衞生上害のあるもの。

⑥登録を受けられる人

考案した本人又は本人から相続、讓渡、贈与等により登録を受ける權利をうけついだ人。

⑦出願の手続

一件に就いて願書、図面、說明書を各一通、其の他必要な添附書類（後述參照）各一通を提出。

その他くわしいことは会議所業務課へ御問合せ下さい。

実用新案①実用新案の意義

月ケ瀬

福村青纓

月瀬川やがてはダムに梅寒し

梅寒し寒しとかこち酌み交はす

股のぞきして梅も見るおかしさよ

頂上に松籟を聴く梅見かな

千本の梅夕づけば山青く

(税)(務) 青が良いか。白が良いか。

青色申告制度は納税者と税務官庁との間の相互信頼の上に立つ明朗な税務行政を行うために設けられた制度です。つまり納税者の皆さんが誠実な記帳によつて自己の所得を計算し申告すると言う申告納税制度の本当の姿を実現すると言うことを理想として生れた制度が青色申告です。

まけろ論は絶えないか

毎年所得税の申告時期になりますと、お忙がしいところを申告について色々御相談申上げていますが、いつも高いとか、どこが高いとか安いとか同じような論議が絶えないようです。これに対しては税務署としても色々調査資料によつて御話は致していますが、もつとも大切なことは納税者の方がハッキリした資料又は帳簿をお持ちにないつていることです。つまり主張点をはつきりさせることが肝要です。こう言う意味からも青色申告の方がはつきりで明瞭です。

活用すれば損しない、面倒のかからぬ簡易帳簿

(1)専従者控除 営業に従事している十五才以上の家族一人に付七万円控除(今年は六万七千五百円)

(2)価格変動準備金勘定の設定と損金繰入 これを繰入れたときはこれを損金として計算する。

(3)貸倒準備金勘定の設定と損金繰入れ その年十二月三十一日現在における貸付金賣掛金の五%相当額を準備金として設定することが出來し、

(4)家事関連費の損金算入 その他いろいろありますが主なるものはうえに書いてあるようなものであります。

◆例を示して青色とその他のものとを比べてみましよう!

	青の場合	白の場合
営業専従者	家族五人(扶養親族三人)一人(妻)	
貸倒準備金	五万円	
価格変動準備金	五万円	
年所得	四〇万円	四〇〇、〇〇〇円
専従者控除	〇〇〇、〇〇〇円	
貸倒準備金	六七、五〇〇円	
価格変動準備金	五〇、〇〇〇円	
基礎控除		六七、五〇〇円
扶養控除		一〇〇、〇〇〇円
課税所得		二三一、一〇〇円
課税税金		六〇、〇〇〇円

これを御覧になればすぐ青色をしたくなることでしよう。早く青色申告の届出をして下さい。手続についてくわしいことは税務署の青色係で御尋ね下さい。

(福井商工ニュース四二号より)

建議と要望

経済政策に対する我等の叫び

全国四百有余の会議所の総意を結集して、いつも政府の経済政策を動かしている、日本商工会議所ではこの春、新政府に対し左の建議と要望を行つた。やがては我々中小企業者に対する振興対策も一歩一歩前進されるであろう。

(その一)新内閣並政党に対する経済政策に関する建議。

(その二)中小企業の税金は未だ高い。

(その三)中小企業経営にもつと金を廻してほしい。

(その四)中小企業に若返り法(更正法)を施してほしい。

新内閣並びに各政黨に対する経済政策に関する建議

昭和三〇・三・二九

記

第一、昭和三十年度本予算の編成について

暫定予算の編成は四、五月の両月分に止め、速かに本予算の成立を図つて、六月以降においては本予算の実現が可能となるようにされたい。

本予算の編成に際しては、財政と金融との関係については、財政を緊縮し、金融の弾力性を増加する方針をとること。

一、財政規模の縮減と行政整理

中央及び地方総体の財政規模を前年度以下に止めること。

このため経費の節減と行政整理を断行せられたい。

会計検査院の検査報告等によれば、経費の不正、不当支出とみられるものは尨大な額に上つており、国家支出全般に亘り、なお相当の経費節減の余地があるものと認められる。

よつて、昭和三十年度においては、旅費、物件費の概ね十五%を目途として、天引削減を行う一方、公共事業費、食糧増産対策費等についても、総花主義を排して、既着手工事の早期完成を期し、使途の重点化により、その節減を図るべきである。

また、行政機構については、占領及び統制時代を通じ膨脹した組織及び人員について、失業対策の実施とあい俟つて、その整理を徹底的に実行する必要がある。

二、地方財政の整理縮少

地方財政窮迫の現状に鑑み、現行補助金制度に再検討を加え、総花式補助金行政の弊を是正すること。

他方、「地方財政再建促進特別措置法」の如き法令を制定して、地方團体の過去の赤字を整理する場合、国民負担の増加によることを避け、赤字地方團体の新規事業を抑制するとともに、その機構、事務を徹底的に簡素合理化すること。

三、税制の改正

民間の負担を軽減し、企業の自己資本蓄積が可能となるよう法人税、所得税、事業税等の軽減を図るべきである。特に中小法人に対しては、一定額以下の所得に対する軽減税率の適用により、資本蓄積に資することが必要である。

税制改正の具体的事項については、**別紙「税制改正に関する要望」の趣旨を実現せられたい。**

四、政府管理下の料金及び価格の値上げ抑制

最近の物価情勢に鑑み、国鉄運賃、電氣料金、米價等政府管理下の一切の料金及び価格の値上りを抑制すること。

五、中小企業対策

中小企業に対する税負担の特別軽減措置と併せて、中小企業金融機関の資金源の確保、貸出金利の引下げ、信用補完制度の充実を図るとともに、不動産金融に関する専門機関を設け、不動産金融の円滑化を図ること。

また、労働基準法については、大巾の特例を認めるか、又は特別の法律を制定すること。

中小企業金融機関の金利の引下げ及び信用補完制度の充実の具体的事項については、別紙「中小企業金融に関する建議」の趣旨を実現せられたい。

六、労働対策

労働三法については、産業合理化と労使協力による生産性の向上を図る見地から、わが国の実情に即して改正するよう再検討すること。

他方、賃金については、勤労者に対する税負担の軽減により、実質賃金が充実せられるに伴い、一律的ベースアップを排し、逐次、労働能率と企業の生産性に直結する給與方式への移行を奨励する必要がある。

なお、労働基準法の八時間労働制は、拘束時間ではなく、実働八時間制を意味するものである。よつて、労働基準法の実働八時間の観念を一般に普及徹底すべきである。

◉税制改正に関する要望

今日までに数次にわたる税制改正が行われこれにより幾分国民負担は軽減せられてきたとはいえ、未だその負担は相当過重なものであると云わざるをえない。このためにわが国経済の自立達成のため緊要な資本蓄積及び輸出振興等を図る上において大きな重圧となつていることはいなめない事実である。

よつて明年度税制改正に当つては次の基本事項を骨子として減税が行わるべきである。

一、資本蓄積と輸出振興を目途として減税すること、

二、中小企業者はその税負担において大企業に比し重く且つデフレの影響による打撃が極めて大きい現状にかんがみ中小企業に対する減税について特別の考慮を拂ふこと、

三、これらの減税を可能ならしめるために中央及び地方の行財政を徹底的に整理すること、

右の見地からとくに左記事項に関する国税及び地方税改正を要望するものであるが各政党並びに政府においてはこれが実現について最善の処置を構ぜられんことを要請する次第である。

記

(一)国税関係

一、所得税

(1) 勤労者に対する所得税の軽減

①標準世帯の場合月收二万五千円程度まで所得税を非課税とするように軽減を図ること

②前号の軽減に伴い基礎控除、扶養控除、給與所得控除の限度額をそれぞれ引上げるとゝもに税率の引下げをなすこと

(2) 中小企業者に対する所得税の軽減

①中小企業者に対しては、前項による軽減の外、その自ら勤労に従事する実際に照らし勤労控除類似の制度（一割五分の所得控除）を認めるか、專從事業主については專從者控除を認めること

②青色申告を普及奨励するとゝもに中小企業の経営経理の改善に資するため記帳費控除等の意味における特別控除を認めること

(3) 資本蓄積のための特別措置

①給與所得者の長期性預貯金について毎月一定金額以上の源泉貯蓄をするものに対しては一定金額まで源泉貯蓄控除を認めること

②生命保險料の控除限度額を二万四千円に引上げること

③預貯金公社債等の利子に対しては免税とすること

④配当所得に対しては当分の間の特別措置として源泉選択分離課税とすることが望ましいが少くとも配当所得に対する源泉税率を一〇%に引下げること

二、法人税

(1) 一般法人税率の軽減デフレ経済下企業資本の充実が急務であるが現状においては資本蓄積は到底望み難く健全な企業活動を阻害している実情であるから普通法人の税率を朝鮮動乱前の三五%に復元すること

(2) 中小法人に対する軽減

①中小法人に対してはその負担軽減をはかるため一般法人税率よりさらに軽減した税率（三〇%以下）を設けること

②同族会社に対する積立金課税は廃止すること

(3) 諸準備金の積立限度の引上

貸倒準備金、輸出損失準備金等の積立限度額を引上げるとゝもに所得に対する制限を廃止すること

(4) 輸出所得特別控除制度の改善

①輸出所得控除の控除率を引上げるとゝもに輸出の現状にかんがみ所得制限基準を徹底すること

②外貨建特需も輸出と看做して取扱うこと製造と輸出との中間業者に対しても輸出のルートが正常であり且つその販賣が輸出のためにすることが明らかな場合には輸出控除の対象とし得るよう考慮すること

(5) 海外支店用設備特別償却の対象に製造業者の海外支店営業所をも加へること

(6) 企業の旧式設備に対する合理的な耐用年数を設定するとともにとくに造作設備の耐用年数を短縮すること

三、相続税

生命保險の課税については特別控除限度額を百万円程度にに引上げること

四、間接税

間接税については若干の徴増を考慮せざるをえない場合においても繊維品消費税その他一般的な消費税、取引高税等の創設は行わないこと

五、登錄税

経済の現況にかんがみ企業の合同の促進に資するため臨時措置として法人合併等の登錄税を免税すること

(二)地方税関係

一、地方財政の赤字補塡のため道府県民税、市町村税及び固定資産税等の税率引上げが考慮されているようにきくが、これは地方行財政の徹底的な整理によりその解消を図りこれを国民負担の増徴に求めざること

二、事業税

1、個人事業税の基礎控除額を十五万円程度に引上げるとゝもに税率を六%以下に軽減すること

2、法人事業税において軽減税率適用の限度額を引上げるとゝもに税率を更に軽減し順次個人事業税と同率にすること

3、外形標準課税制度を廃止して所得課税に統合すること

三、固定資産税

1、償却資産に対する固定資産税はこれを廃止する方針の下に漸次減率しその免税点を引上げること

2、固定資産の評價は少くとも三年乃至五年に一回とし負担の均衡と徴税の簡易化を図ること

3、倉庫業における営業用倉庫は、その特殊性にかんがみ税率を引下げるか若しくは別に倉庫税を創設してこれが軽減を図る事

四、木材取引税

木材取引税は木材の流通を阻げ住宅建設の促進林業の振興を阻害する等弊害があるからこれを廃止すること

(三)国税及び地方税の徴税の一元化

◉中小企業経営にもつと金を廻してほしい

われわれは、昨年末、中小企業に対する年末金融緊急対策について要望し、関係各方面における盡力により、大体においてことなく越年しえたのであるが、本年における中小企業金融は、依然として、樂観を許さざるものがある。特に当面の第四・四半期は、財政資金の揚超期に当つており（昨年同期よりは揚超の減少が見込まれるが）デフレが滲透し、資金繰りが全く窮屈化している現状から見れば、三月の納税、支拂決済の時期においては、中小企業の資金事情は更に一段と逼迫するものと考えねばならない。よつてここに、中小企業金融の当面の資金事情並びにその金利の引下及び信用補完に関し、左の事項について意見を具申し、各政党並びに政府の深甚な考慮と適切な措置を要請する次第である。

記

一、指定預金に関する事項

中小企業金融機関に対する政府の指定預金が、最近、会計法に違反する疑があるとて問題になつているようであるが、この指定預金はすでに数年間実施されており、その引揚は、中小企業金融に及ぼす影響極めて重大であるから、日本銀行の中小企業別枠融資又は運用部資金の民間中小企業金融機関に対する貸付等これに代るべき対策が確立するまで、これを延期存続すること。

二、第四・四半期資金に関する事項

(1) 中小企業金融機関の第四・四半期における資金枯渇の現状にかんがみ、前項の如く、同機関に対する政府指定預金の第四・四半期引揚を全額延期すること。

(2)中小企業金融公庫及び国民金融公庫については、本年度の同機関に対する運用部資金の貸付節約分（前者六億円、後者五億円）を直ちに解除するとともに、なお不足する分については同資金の追加貸付又は返済延期の措置を構じ、同機関の当初の第四・四半期貸付予定額（前者四十五億、後者八十七億円）を確保すること。

なお、中小企業金融公庫の資金量の少額なる現状に照らし、各代理店が、同公庫資金の代理貸付に当つて代理店自体の中小企業向融資枠を増額し同公庫との協調融資を行う途を開き、中小企業向資金源を拡大する措置を構ずること。

(3) 商工組合中央金庫の資金不足については、日本銀行の別枠融資その他の貸付について昨年末同様の配慮を加え、少くとも前年同期以上の資金を確保す

ること。

(4) 地方公共團体の地方銀行等よりの借入増大が、地方銀行等の資金不足をもたらしている現狀にかんがみ、地方公共團体は地方銀行等よりの借入をでき得る限り自粛し、中小企業向資金の疎通を図ること。

三、金利の引下に関する事項

金利の引下が**コスト**の引下

輸出の振興に緊要であることはいまさらいうまでもないが特に中小企業金融の高金利が中小企業の経営を一層困難ならしめている実情に照らし、その金利引下げについて速かに左の措置を構ずること。

(1) 中小企業金融公庫及び国民金融公庫の金利を年九分五厘（現行はそれぞれ一割及び九分九厘六毛）に引下げること。

(2) 商工中金の金利高については、第一に政府出資の増額を図り、第二にその発行債券のうち運用部資金において引受ける分（既往のものを含めて）の利率を、政府金融機関に対する貸付利率と同程度に低減する（現行年八分五厘を年六分五厘に引下げる）措置を講ずること。

(3) 商工中金、相互銀行、信用金庫等の中小企業専門金融機関に対しては、戰前の如く運用部資金からの低利融資の途を開き、その高金利を低減する措置を講ずること。

四、信用保険に関する事項

中小企業に対する信用補完制度の重要性がますます加わりつつあるのにかんがみ、中小企業信用保険制度の積極的な活用を図るため、左の事項について法令の改正及び運用の改善を行うこと。

(1) 融資保険及び金融機関を相手方とする保証保険の保険料率を年一分五厘に、指定法人を相手方とする保証保険の保険料率を年一分に引下げ、保険の利用を普及すること。

(2) 融資保険の現行補塡率八〇%を九〇%に、保証保険の現行補塡率六〇%を八〇%に小口保証保険については八〇%を九〇%に引上げること。

(3) 融資保険において付保しうる貸付の期間が現行「六ケ月以上」となつているのを「三ケ月以上」に短縮すること。

(4) 融資保険において、会社更生法による更生手続開始の決定及び商法による会社整理開始の決定を特定保険事故として認めること。

(5) 指定法人を相手方とする保証保険において、指定法人が中小企業者の中小企業金融公庫及び国民金融公庫からの借入に保証した場合これに付保できるようにすること。

金融機関を相手方とする保証保険において、日本長期信用銀行の代理貸付に係る代理店の保証責任をも付保しうるようにすること。

(6) 融資保険において、根保証又は根抵当によつて担保される限度額又は極度額を付保する途を開き、付保業務を簡便ならしめること。

(7) 保険約款の免責条項を詳密にし、その実際の適用を金融の実情に即するようにし、保険金支拂に当つて紛議を少からしめるとともにその支拂事務を敏速化すること。

(8) 信用保険専門機関を設置し、保険制度の拡充強化と事務処理の迅速化を図ること。

(9) 本会計の基金を増額するとともに、中小企業信用の実情にかんがみ、その独立採算制を固執することなく、ある程度、政府がその損失を負担する建前とすること。

五、信用保証に関する事項

信用保証協会は、中小企業の信用補完上ますます重要な役割を果しつつあるが、更にその機能を拡充強化するため国及び地方公共團体並びに金融機関等の出捐を積極化し、その資金の充実を図るとともに、その保証料を引下げ、事務処理を強化せしめるよう措置すること。

◉中小企業に若返り法を施されたい

中小企業がわが国産業に占める地位の極めて重要であることはいまさらいうまでもない。中小企業問題の重要性が頻りに叫ばれるにもかかわらず、未だ十分な中小企業対策が実施されるに至らないことは甚だ遺憾とするところである。デフレ下における中小企業の再建整備に関する施策の構ぜられていないこともその一つであつて、現行会社更生法は株式会社

に限定され（株式会社の中には多数の中小企業が含まれるのであるが、その手続が繁瑣であり、相当の期間を要するので中小企業に適用し難い事情にある。個人企業は勿論、合名、合資、有限会社等の法人企業には適用されないので、甚だしい片手落となつている。中小企業の現狀は、金融引締政策の不当なしわよせを受けて休廃業続出の狀態にあり、大多数の中小企業は著しい経営困難にさらされつつある実情である。これに対し適切な施策が講ぜられないで放任されていることはまことに寒心に堪えないところである。窮境にあるが、再建の見込ある中小企業に対して、簡素な更生手続、特に合同による集團更生の手続を設け、以て中小企業の安定と合理化を図るために、国会及び政府においては、左の基本事項を骨子とする中小企業更生法（仮称）を速かに立案制定せられんことを　要望する次第である。

記

一、中小企業更生法の目的は、窮境にあるが、再建の見込ある中小企業について、債務者、株主社員その他の利害関係人の利害を調整しつゝ、その事業の維持更生を図ることにより、中小企業の安定と合理化に資するものとすること。

二、本法の対象となる中小企業の範囲は、一定規模以下の株式会社、合資会社、合名会社及び有限会社その他の法人企業並びに個人企業とする。

三、本法の更生手続については、会社更生法の更生手続に比して期間の短縮、手続の簡素化等を図り、中小企業の再建を容易ならしめること。

四、中小企業の特殊性にかんがみ合同による企業の再建を図るために、個々の企業の更生手続の外に、集團（または合同）更生手続の制度を設け、これに中小企業更生の重点を置くよう措置すること。

五、中小企業の更生に必要な資金および更生手続によつて債権の棚上を受ける関係企業に対して中小企業金融公庫その他の金融機関より特別の融資を行う措置を講ずること。

経営労働組合問答

A　どうしても組合をつくらなければいけないでしようか、この頃従業員がワイワイ騒いでいますが。

B　組合は経営者がつくるものではありません。従業員が自主的につくればいいもので、ワイワイ騒ぐこともありませんよ。

A　わたしどものような中小企業では経営者の懐具合も筒抜けだし、組合をつくつて渡り合つてみたところで……

B　組合は労働条件や賃金などについて、経営者と話合うためにつくるもので、渡り合うことが目的ではありません。渡り合つたところで、企業がつぶれてはなんにもならない。企業あつての従業員であり、企業の繁栄なしに従業員の地位も向上しませんよ。

A　そういうことならいまの家族主義的な経営で十分です。お互いに納得しあつてやつていますから。

B　なるほど十人や三十人の企業体なら、それでも結構でしよう。第一組合をつくれば使用者から経理上の援助はうけられないし、組合専従者の給料も負担しなければならないから、（労組法二条）従業員にとつても大変ですよ。

A　ところで御用組合というのは……

B　いまいつたように使用者から組合の運営費をもらつたり、あるいは企業体の監督的な地位にある者、例えば雇入、解雇、昇進または異動などの権限をもつているものが組合員になれるような組合ですよ。しかしこのような組合は労働委員会で認めてくれませんよ。（労組法五条）認められないというのは？

B　さきほどもいつたように組合は自主的につくればいいのですが、設立してから労働委員会に届出をしなくてはならない。そのとき御用組合でないことを、ちやんと立証する必要があるんですよ。そうしないと労働法の保護がうけられないということです。

A　じつは最近困つているのは例の合同労組の動きですよ。よその企業体と一緒になつて、一つの組合をつくろうとしているんで……

B　まあ、家族的な経営も結構ですが、組合をつくることも時代の動きだし、従業員のなかには、あるいは不平分子がいないとも限りませんからね。ただ組合をつくる場合、労働協約さえしつかり結んでおけば、それほど困ることもありますまい。

A　その労働協約ですが、いまの口ふんでは徒らに自分の方の権利ばかり主張しますからね。果してうまくゆくかどうか。

B　その口ふんというのは……勤労者は團結する権利がある。團体行動をとる権利もある。といつた調子の憲法論ですか。例の労働者の生存権、労働権、争議権などの否定は基本的人権の侵害であるというような……

A　そうなんですよ。憲法論まで飛び出しては、労働協約などどうしてつくつていいやら、見当もつかなくなります。

B　労働権と経営権の論争などは終戰後の混乱期におきたものでいまではもう前世紀の遺物ですよ。しかも労働権などという権利は憲法にも法律にもありません。いまどきそんな概念的なことを言い争つたり、イデオロギー的な論議を闘わしてもはじまりません。

A　それなら交換取引の理屈と同じじやありませんか。互に相手の立場を尊重し合つて、取るべきものは取り、譲るべきところは譲るということですね。

B　そうですよ。互譲の精神が一番大事だし、一口にいえばギブ・アンド・テイクの取引交渉の呼吸と同じわけです。それでなければ、企業の発達もなければ、労組法ができた労働者の地位の向上という趣旨も実現できませんからね。

要望

税制に関する二府五県会議所の要望

近畿二府五県（大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、福井）の会議所で組織している連合会では去る三月会合を開いて中小企業者減税の要望を政府其他関係当局に呼びかけた。其の要旨は次の通りである。

税制改正に関する要望

近畿商工会議所連合会

当局におかれては、さきに昭和三十年度予算編成の大綱を公表するとゝもに、減税案の構想を発表されたが、そのうちには予定よりわれわれが要望し來つた点が若干取容れられているとは云え、なおわれわれの租税軽減の意見には副い難い点も決して少くない。とりわけ昨秋來自治庁当局において策案中の地方財政確定要綱においては地方税の大巾の増徴が含まれており、その間に著しい矛盾が含まれているが如きことは寔に遺憾に堪えない。

仍つて本連合会は租税負担の過重に悩む業界の切実なる意見を取纒め、とくに左記に関し当局の御善処を切望して止まない次第である。

記

1基本方針

今日までに、数次に亘る税制改正が行われ、これにより国民の税負担は幾分軽減せられてきたとは云え、未だその負担は過重であり、わが国経済の自立達成のためにもこの際次の基本方針に基ずいて中央、地方を通じる減税を断行すべきである。

一、減税はわが国経済の自立達成のため緊要なる資本の蓄積と輸出振興を目的として、直接税の軽減によつて行うべきである。

二、中小企業者は、その税負担において大企業に比し過重であるのみならず、デフレの影響による打撃が最も深刻である現実にも鑑み、中小企業に対する減税について特段の考慮を拂わなければならぬ。

三、右の減税を行うためにもこの際中央及び地方の行財政を更に徹底的に整理するとゝもにとりわけ国家財政のシワを地方財政によせるが如き施策をとるべきではなく、地方財政の建直しのための地方税の大巾な増税には絶対反対である。

2国税関係

一、所得税

(一)勤労所得税の軽減

年所得三十万円程度（標準十世帯）まで所得税を非課税とするとゝもに、年所得百万円以下の中堅所得者層の税負担の軽減に特段の考慮を拂うこと。

(二)中小企業者に対する所得税の軽減

(1)中小企業者に対しては、それ自ら勤労に従事する実際に照し、勤労控除類似の制度（一割五分の所得控除）を認めるか、専従事業主については專従者控除を認めること。

(2)青色申告者に対しては、特別控除を認めること。

(3)個人の事業主についても決算期の選択を認めること。

二、法人税

(一)法人税法の改正に当つては、中小企業の税負担の軽減を図るために、最初の一定所得額の税率を三〇%程度以下とし、累進税率を用い最高四〇%に引下げること。

(二)同族会社に対する積立金課税は全廃すること。

(三)資本蓄積と輸出振興のため貸倒準備金、輸出損失準備金などの諸準備金の積立限度の引上げを図るとゝもに、輸出特別控除制度を改善すること。

三、その他

(一)間接税については、若干の増徴を考慮せざるを得ない場合においても、繊維消費税その他一般的な消費税、取引高税等の創設は行わないこと。

(二)企業の合同の促進に資するため、臨時措置として法人合併等の登録税を免除すること。

3地方税関係

一、地方財政の赤字補塡のため道府県民税、市町村民税の税率引上げなどによる地方税の増徴に対しては絶対反対である。これは地方行財政の徹底的な整理を断行することにより解決すべきであつて、これを国民の税負担の増徴に求めざること。

二、事業税

(一)事業税の基礎控除額を引下げ（少くとも十五万円以上とすること）、税率を引下げ（少くも六%以下とすること）ること。

(二)外形標準課税制度を廃止して、所得課税に統合すること。

三、固定資産税

(一)償却資産に対する固定資産税は、これを廃止する方針の下に漸次減率し、その免税点を引上げること。

(二)固定資産の評価は、国において統一した評価基準を以て行い、公平を期するとともに徴税の簡素化について特段の考慮を図ること。

以上の如き要望を取容れ、国民税負担の軽減を図るためには、既述の如く、中央、地方を通じる行財政の徹底的整理を断行することが前提であることは勿論である。よつて右の如き租税政策の実施と併行してこの際(一)中央及び地方財政の支出面を徹底的に検討し、不急不要の諸経費を削減すると共に、その支出状態の検査管理を嚴行すること、(二)中央、地方行政官庁並に議会制度の整理簡素化を図ることを重ねて要望する次第である。

金融

借金心得帳

(問)金融機関から資金を借りたいのですが借金をする場合の考え方等についてお教え下さい。

(答)近ごろのように不渡手形が横行しているときには金融機関など、そう簡単に資金を貸出しませんが、もし借りられるようでしたら次のような事をまず考えて、借入金を上手に活用したいものです。

(A)貴店が商賣に使つている資金の働き具合をよく調べ、その良否を再検討してみます。

(B)もし借入金を必要とする場合はその借入金によつて、どの位の利益が生み出せるかを細かく計画してみます。

(C)その借入金の額はどのぐらいが一番有利で、返済はどの程度の期間がよく、どういう方法で返済したら適しているかも研究します。

これを具体的にのべると、商賣はだれでも資金を投下していますが、この資金は店舗や計器ならびに設備に固定されている資本（固定資本）と手持商品や賣掛金ならびに現金や預金のように動く資本（流動資本）とによつて運用されています。これが上手に釣合がとれていれば投下した資本が高度に活用され、十分利益を上げていることになります。

ところでこの借入金の返済ですが(A)のときは賣上利益から順に返すので、どうしても借入金期間は長く、利息の安いものの方が有利です。

(B)はやはり賣上残金から返すのですが特定な仕入に使うので(A)よりよいことになります。

(C)はそのことによつて自店の賣上増が期待できればよいわけで、これも割合長期間の借金が有利になります。

借入金はややもすると、漠然と運轉資金の一部に使われ、その借入金によつてどれだけ利益を上げたか わからないので、商品の回轉率と借入期間との関係を充分コントロールし資金の還元性を早めなければなりません、普通次の方定式で割出します。

$$\text{借入金期間} \times \frac{\text{借入回数}}{\text{商品回轉率}} = \text{資本}$$

この算式によつて計算された数字が一、より少いときは借入金の返済に苦しみますから期間を長くするか、回数をふやしますか、むりなときは借入先をふやすか一方回轉率を早くすることに努め、なるべく現金賣主義にします。

また借入金を全部商品仕入にあてないで、現金なり預金にしておきますが、実際問題としては借入金の役目を果さないことになりますのでこの調節がむずかしいのです。

要するに借入金は上手に使えば経費がらくになるが同時に借入金は資金が放漫に流れやすいのでうつかりすると逆になりますから特に注意することです。

建議　国鐵三條踏切周辺道路拡張の件

從來より奈良市交通上の「癌」とさえ云われている標記踏切は当市西方に通ずる唯一の道路に跨り、近時、益々人車の交通量が増大し、加えて列車通過時と操車時に於ける交通遮断は一日、一八二回、四時間五〇分であり、これから生ずる交通混乱は推して知るものがあり、茲に当所交通運輸部会は本問題の改善策に付、再三、部会を開催し当面の緩和策として道路拡張運動を興すことになり諸種の資料を蒐集する傍ら、市内各学校、殊に盲唖学校の通学生徒数等の調査を行い、客年十二月、奥田県知事、並びに西阪国鉄天王寺管理局長宛陳情を行い、両局の共同事業としての早期着工方を申入れたところ、好意ある回答を得て、愈本年三月十一日より二十二日間突貫工事が開始され、從來の道路巾員四、八米を南側寄りに六、五米の拡張工事は完了し、県市民待望の本問題は一應の結実を見た。

国鉄三条踏切周辺道路拡張方建議書

近時交通運輸の発達は急速に充実し、産業発展の基本的役割を果しつゝありますことは洵に大きなものと存ぜられます。

然しながら之等の発展に伴い夥い道路拡張、踏切の立体交叉或は其の施設改善等、必然的に交通上の安全度を保持する諸問題も喫緊の命題となりますことは蓋し当然の帰趨と思われるものであります。

今茲に奈良市の交通上の「癌」とさえ言われております省線三条踏切の現状は道路の狭隘の上に人車の交通量繁く加えて列車通過時、及び操車時の交通遮断による人車の交通混乱は正に事故発生の限界に達し然も駐留軍々用車の通行と奈良市西方の自然的発達による人口増加は更にこの問題に加重しつつあるが現状であります。

貴局に於かれては本件の改善に既に屢々御高慮の事と仄聞致すところでありますが当商工会議所と致しましてもさきに交通運輸部会が中心となり、先ず当面の緩和策は最小限の道路拡張にあるとの結論に達し種々県当局に対し善処方陳情致して参りました処新たに相当額の予算措置を構じらるる段階と相成つたのであります。

従いましてこのときに当り貴局の御英断による強力なる御援助と御協力を請願致すものであります。

積年の問題点、三条踏切の改善は右に止らず恒久的施策の必要は言をまたないのでありますが現下の交通実状から推察して一刻も早く應急措置を構じ來るべき観光シーズンに備えたいと存じ、当所は社会公共的立場から敢て県市民を代表して本件の御採択方建議致す次第であります。

昭和二十九年十二月

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次

天王寺鉄道管理局
局長　西阪文雄殿

国鉄三条踏切周辺道路拡張方建議書

本県の交通運輸の発達は近時、軌道、陸上運輸を問わず急速に充実し県勢振興上、基幹的な役割を果しつつありますことは洵に大きなものと存ぜられます。

然しながら之等の発展に伴い夥い道路の拡張及び補装は必然的に切実な問題となります事は蓋し当然の帰趨と思われるものであります。

今茲に奈良交通上の「癌」とさえ云われております省線三条踏切の現状は道路の狭隘の上に人車の交通量繁く加えて列車通過時及び操車時の交通遮断による人車の交通混乱は正に事故発生の限界に達し然も駐留軍々用車の通行と奈良市西方の自然的発達による人口増加は更にこの問題に加重しつつあるが現状であります。

貴局に於かれては本件の改善に既に屢々御高慮の事と仄聞致すところでありますが当商工会議所と致しましてもさきに交通運輸部会が中心となり、先ず当面の緩和策は最小限の道路拡張にあるとの結論に達し種々県当局に対し善処方陳情致して参りました処新たに相当額の予算措置を構じらるる段階と相成つたのであります。

従いましてこのときに当り貴局の御英断による強力なる御援助と御協力を請願致すものであります。

積年の問題点、三条踏切の改善は右に止らず恒久的施策の必要は言をまたないのでありますが現下の交通実状から推察して一刻も早く應急措置を構じ來るべき観光シーズンに備えたいと存じ、当所は社会公共的立場から敢て県市民を代表して本件の御採択方建議致す次第であります。

昭和二十九年十二月

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次

天王寺鉄道管理局
局長　西阪文雄殿

国鉄三条踏切周辺道路拡張方建議書

本県の交通運輸の発達は近時、軌道、陸上運輸を問わず急速に充実し県勢振興上、基幹的な役割を果しつつありますことは洵に大きなものと存ぜられます。

然しながら之等の発展に伴い夥い道路の拡張及び補装は必然的に切実な問題となります事は蓋し当然の帰趨と思われるものであります。

今茲に奈良交通上の「癌」とさえ云われております省線三条踏切の現状は道路の狭隘の上に人車の交通量繁く加えて列車通過時及び操車時の交通遮断による人車の交通混乱は正に事故発生の限界に達し然も駐留軍々用車の通行と奈良市西方の自然的発達による人口増加は更にこの問題に加重しつつあるが現状であります。

貴局に於かれては本件の改善に既に屢々御高慮の事と仄聞致すところでありますが当商工会議所と致しましてもさきに交通運輸部会が中心となり、先ず当面の緩和策は最小限の道路拡張にあるとの結論に達し種々県当局に対し善処方陳情致して参りました処新たに相当額の予算措置を構じらるる段階と相成つたのであります。

従いましてこのときに当り貴局の御英断による強力なる御援助と御協力を請願致すものであります。

積年の問題点、三条踏切の改善は右に止らず恒久的施策の必要は言をまたないのでありますが現下の交通実状から推察して一刻も早く應急措置を構じ來るべき観光シーズンに備えたいと存じ、当所は社会公共的立場から敢て県市民を代表して本件の御採択方建議致す次第であります。

昭和二十九年十二月

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次

奈良県知事　奥田良三殿

陳情　国鉄奈良驛西改札口新設と驛前拡張の件

さきに解決を見た三条踏切周辺道路拡張による交通緩和策に併行して当所交通運輸部会は更に去る三月二十六日国鉄天王寺管理局長宛、奈良駅西側に新に改札口の設置方を陳情した。本件は前述の踏切の混乱緩和策の一環として、尚又同駅西方の居住者の利便を画ることを主眼として当局宛、早急なる予算措置を懇請、更に観光都市「奈良」の玄関である同駅前廣場の整備は喫緊の問題として、余りにも不整備な現状は默視し得ず、本件の改善方に付建議し、その工事の関連性を有する奈良市当局に対しても同様、共同事業として予算措置の復活を要望した。右の内、国鉄天王寺管理局では同診療所の移轉は諒解されるところとなり茲に奈良市当局の協力を待つのみとなつた。

尚又、市当局に対し、油阪踏切を中心とした市道第五七七号線の道路拡張も併せて陳情した。

本件は既に新市五ヶ年計画にも折り込まれその必要性は、廣く市民の認めるところである。

国鉄奈良驛西改札口新設並驛前国鉄診療所取除方陳情書

本県運輸網の充実改善につきましては平素より格別の御配慮を辱うし亦さきには国鉄奈良駅三条踏切を中心とした道路拡張問題につき御願い申上げたる処、早速御聴許賜りこれによつて亨くる、県、市民の利便洵に大きく深甚なる感謝の意を表する次第であります。

然しながら之を以つて三条踏切交通緩和の全面的な解決は望まれず本問題と併行的善進策として

一、「新たに奈良駅西改札口の設置」を提唱致すものであります。その主なる理由は

イ、踏切り以西よりの国鉄乗降者をこの改札口に吸引し、前述の踏切りを通行することなく乗降車することは、顧客にとつて最良の利便たるに止らず同踏切りの緩和策にもなると思われるものであり

ロ、次に御高承の通り観光都市の玄関としての奈良駅に対し更に立体的施設の強化は品格の向上と県外よりの遊覧客に対しても其の恩恵を與えられるものと存ぜられ

ハ、更には奈良市西方一帯の発展誘致策ともなり、ひろく市民より歓迎と感謝を厚く致すものと思われるのであります。

等であり当所は一般県民の切実なる要望に基づき是非本件の御採托方御高慮賜る様この実現を切望し早期着工方茲に陳情致す次第であります。

二、次に観光都市奈良駅の乗降客は年間実に数百万に達し内地全国は固より近時外人客の往來激増を見つつある今日、駅前廣場は洵に狭隘不体裁を感ぜられます。この唯一の打開策として考えられますことは駅前国鉄診療所の取除を賜り廣場を拡張願うより他に方途なしと確信致すものでありまして、貴局の御英断を懇望申上げると同時に一面奈良市当局に対しても同様貴局と協力、共同事業として速かに経費の予算措置を講ずる様強力に行動開始をいたしている次第でありますので御含みの上格段の善処相賜ります様御願い申上げる次第であります。

昭和三十年三月二十六日

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次

天王寺鉄道管理局
局長　西阪文雄殿

奈良国鉄診療所移轉並びに国鉄油阪踏切を中心とした市道五七七号線拡張方陳情書

御高承の通り、何れの都市に於ても、其の発展の基本的要件は交通運輸の充実でありますことは申す迄もなく、主要鉄道の「駅」の果す役割は、商工業の発展にも洵に大きなものであり、殊に奈良市の如き観光地には一層此感を深くするものであります。

從つて駅前周辺の整備の良否は外來客の第一印象に繋りを持つものであり殊更に観光地に於ては其の受入態勢の第一要件であると確信致すものであります。

今、国際観光都市の玄関としての奈良駅周辺の現状を見ますとき洵に観光都市の名に反するものであり幾多の改良すべき問題が其の儘放置されていると言わざるを得ないのであります。

市御当局に於かれては夙にその重要性を認識せられ各面の措置に御奔走の段は洵に感謝に堪えない次第であります。

然しながら尚相当の時日を要するやに仄聞するものでありますが本件は早急なる対策を必要とし、観光都市として喫緊の要件にしてその遷延を許さざるものと念ぜられます。

尚又之等の総合的な改良工事は問題が国鉄当局側の協力を条件とするものであ

り一挙に完成されることは至難であると推察するものでありますが本件の誘導的な緒口として
一、国鉄診療所の速かな除去
に付き市当局の御英断を期待するものであります。
尚本件の実施に伴う天王寺鉄道管理局に於ては、市当局に対し実現方強力に推進せらるる様同局長の要望もありこの機に乗じ万難を排して速かなる予算措置の復活を切望するものであります。
二、次に奈良市道五七七号線の道路拡張に関し左記事由により建議致し度いと存じます。
本件は既に貴庁の新市五ヵ年計画にも折込まれ其の必要性につき御高慮の段、深く感謝致すものであります。
右は当市交通上の「癌」である国鉄三条踏切の交通緩和策の一環としても将又当市西方発展の誘致策としても是非速かなる予算措置を懇願致すものであります。
以上二点は当市発展上喫緊の問題とも言い得るものであり当所交通運輸部会は一般輿論に基き早くより検討を加え微力を致している次第でありまして茲に社会公共的立場から敢て県、市民を代表し茲に陳情致す次第であります。

昭和三十年三月二十八日

奈良県商工会議所
会頭 吉川島次

奈良市長 高椋正次殿

建議

「道路との関係における車輛の制限に関する政令案」に反対

標記政令案は目下建設省に於て第三次案を検討中の模様であり本政令が実施されることゝなれば自動車の通行に相当な制限を加えられ、旅客並びに物資の輸送上、更には産業界全般に及ぼす影響が大となることを予想せられ本件に関し日本商工会議所より奈良県に於ける意見の照会あり、去る三月二十三日当所に於て緊急交通運輸部会を開催し、別紙の結論を得るところとなり直ちに日商他関係先へ送達した。
尚昨年夏、本政令案を建設省が起案したそもくのなりそめは吉田内閣当時の塚田元自治長官が三重のバス転落現場を視察し、早速東京へ帰り、その実情の詳細を閣議に報告したのが導火線となつたと傳えられている。
奈良県商工会議所
一、左記理由に依り本政令案は全面的に反対する。
記
(一) 道路の構造を保全し又は交通の危険を防止すると云う基本論には敢て反対するものでないが現下の国情に於ては時機尚早であり産業麻痺を招来する暴案と云わざるを得ない。
(二) 世界的基準に依る自動車の巾員等の緒小改造を暗示的要求せらるゝは技術的にも不可能であると同時に之等を「主」とし道路整備を「従」とする考え方自体がおよそ非文明的な常軌を逸した解釈と思われる。
(三) 道路整備五ヶ年計画を強力に推進され国勢進展の基幹的使命を持つ自動車運輸の発展、育成に重点を置かれ度い。
(四) 現行の旅客自動車の運行等に付いては道路の保全を重点に総て厳重なる道路管理者の承認を得る免許制度の維持を切望する。
(五) 参考迄に本県道路巾員調査表を添付致します。(省略)

○日本商工会議所でも左記の如く決議文を建設省その他関係法に提出した

「道路との関係に於ける車輛制限に関する政令」について
昭和三一四一四 自動車タイムス掲載
日本商工会議所では目下建設省で立案中の「道路との関係に於ける車輛制限に関する政令」を検討中であつたが、同案の施行について車輛制限だけを行うことは現段階に於ては未だ時期尚早であるとしてこのほど建設省に対し次の様な同案に対する決議文を提出した。

△決議文要旨
建設省に於いては目下「道路との関係における車輛制限に関する政令」を立案検討中のようであるが、その立法目的である道路の構造を保全し、交通安全に関し適当な措置を講ずる必要性はわれわれも十分これを理解するものである。
しかしながら我国道路整備現状に於いてこれを強行せんか自動車による物資及び旅客の輸送は著るしき制限を受け産業経済上及び国民生活上極めて重大な影響を及ぼすことが予想せられるので建設省立案の道路との関係に於ける車輛制限の実施は時期尚早と言うべきである。
よつて今回の政令案については更に慎重な検討を加えらるるとともに積極的な道路整備五ヶ年計画の強力な推進を図られんことを要望する次第である。

産業界全般問題に波及

車輛制限令については先に全自動車業界がこれを全面的に反対、各方面にこの協力方を呼びかけていたものであるが、別掲の通り日本商工会議所も同案に対しては時期尚早であるとして反対決議を行つた事によつて東京商工会議所も同決議に対して同調の態度を示し今後は全自動車業界から産業全般の議題として代表する日本商工会議所が中心となつて建設省案の車輛制限令に対し強力な反対運動を展開することゝなつた。

放送塔

合併された奈良県の市町村

昨年から今年へかけて県下の市町村が続々と合併されて行く。今日までのものを拾つて見ると
○奈良市へ、辰市、明治、五ヶ谷、帯解、伏見、富雄の六箇町村と合併
○郡山町は大和郡山市と改称して、平和、治道、矢田、昭和の四箇村と合併
○丹波市町は天理市と改称して、櫟本、柳本、二階堂、朝和、福住の五箇町村と合併
○都介野村は、針ヶ別所村と合併して、都祁村と改称
○生駒町は、南生駒村を合併
○桜井町は、安倍、朝倉、名武峯、と合併し桜井町の一部安田、笠間の二大字は榛原町へ合併
○榛原町は、伊那佐、内牧、と前記桜井町の一部を吸収
○室生村は、三本松及山辺郡の東里村と合併
○高取町は、船倉、越智岡の二村と合併
○御所町は、秋津、掖上の二村と合併
○瀬南村、馬見町、百済村の三町村合併して広陵町と改称
これで県下は四市十郡百三箇町村となつた。
▽▽▽……この表を点線から切り取つて見易い所へ貼つて置くと便利です。
(奈良県商工会議所提供)

経営

知つて置きたい手形の知識

問 最近中小企業者は、デフレ政策のシワ寄せで一部の特定業を除いては、殆ど云つてよく文字通り満身創痍の状態であるに拘らず、最近は大企業の一部をはじめ中小企業の中には、商業上不渡手形が増加しているという。金融統計であきらかの様に幸ひこの不渡手形(小切手を含む)は、他市の例に比して非常に僅少であることは、さすが県下商工人の賞錬をしめすもので道義未だ地に落ちずの例えの通り実に喜ぶべきことである。元来手形は信用を基盤とした制度であるが、最近全国的に不渡の濫発が多くなつたことは事実である。これでは眞面目に維持続行する事業主にとつては、商工業経営を混乱されることおびただしい。そこで手形の授受について注意せねばならないことについて、知りたい。
答 最近のように道義が地に落ちた時代には法網をくぐつて敢行される悪質な事件は枚挙にいとまないかも知れぬが、御問合せのように商取引上最も多い事件は、先ず不渡手形の件で
一、手形騎乗という弊害です。即ち融通手形のことで、これは最近のようにデフレの風が厳しい時には、特に甚しい現象で、例えばこゝに甲と乙がいる、共に運転資金に窮しているので、甲乙共謀で甲は乙宛、乙は甲宛の手形を振出す。そして割引を受けて一應資金を調達するが、もと〳〵資金のない当座しのぎの運転資金だろうし、悪く云えばからくりであるから何れか一方でも納期に手形金返済調達ができないと当然不渡りとなり所持人は害くなるのであります。
二、次に虚無手形という弊害であるが、これは振出人、支拂人、裏書人が虚構の者であり、これを割引するに当つてなす裏書だけが眞正な手形で、これは手形の騎乗を企てる相手がない時に用いられる手段であります。
三、最後に手形の要式性の濫用であるが、御承知の如く手形は、要式証券と云われ、例えば、支拂期日として「二ケ月据置、三日前通知拂」等と記入して授受し、これが手形の要式性に反するとして無効を主張されることがあるし、偽造、変造をうける憂ひのあることは申すまでもない。以上でありますが、要は道義の基盤に成立した本制度のその基盤自体がゆらいでいる今日手形受領や振り出しには互に用心して置かないと、ひどい目に会うことがあります。

放送塔

發明家に福音

優秀な発明は、これを「活用」することにより、産業の進歩合理化が図られるもので、即ち生産技術の向上と能率の増進、製品の均一化と質的改良、資材の節約、価格の軽減等に直接役立ち、ひいては輸出の振興によつて貿易収支の改善に寄与することゝなり、わが国経済自立の達成上極めて重要なるものと確信いたします。

発明協会は、わが国唯一の発明奨励機関として全国都道府県の支部とゝもに関係官庁等の支援を得て各種の発明奨励事業を行つておられます。

従来特許庁では、優秀なる発明で、技術上、学理上注目すべきものについては「注目発明」として、また実用効果の特に顕著なものについては「実用発明」として選定し、これを一般に公表し、これらの「注目発明」や「実用発明」をも含め、広く優れた発明考案について毎年発明実施化試験費補助金を交付し、協会の協力により発明実施化試験費貸付金を貸与しておられます。

しかし、これらの補助金や貸付金による援助はいづれも試験費のみに限られており、また予算の制約によつて、充分なる援助が困難な状態にあります。

ついては実施化を、より強力に促進するため、このたび特許庁、中小企業庁、中小企業金融公庫との打合せによりまして、産業に貢献し事業としても充分成立つ見込みが立ち、また貿易の振興にも寄与する優秀な発明考案の実施化に要する資金の貸付を行われることになりました。詳細は会議所業務課へ御問合せ下さい。

食後の一とき

デマとメモ

「私はそんな指示をした憶えはないがね」

「いや確かにこうしろと課長がいわれたと係長より伺いましたが」……こんな会話はどこの職場でも耳にする。この場合の責任は一体誰にあるのであろうか。

心理学の実験の一つに人の口から口へ話が傳わつて行く場合話の内容がどのように変化するかを調べたものがあるが、これによると、二十程の要素を持つた話を聞いた人が他人にこの話をする時は大体七割程度しか正確に傳えないもので、この話をきいた人が次の人に話す時は初めの要素は其の半分の十程度、この話がその次の人に傳わる時にはわづか六つ位の要素が正確に傳わるだけで幾多の部分は経てきた人の意見で完全にゆがめられてしまつているそうである。これを学問的には簡潔化の法則とかいうらしいがいわゆるデマが生じていく一つの過程でもあるどうも人間は自分の憶えやすいようまた自分に都合のいいように形を変えてものを憶える傾向が非常に強いらしい。この傾向はものを憶えたり推理をするのに大切な作用だがまた一面前にのべたようなトラブルの原因ともなるので厄介なものともいえる。この厄介を防ぐ方法を実行した職場があるので紹介しよう。

ある化学薬品を作る会社がそれで、ここでは上は社長から下は工員迄小さなメモ用紙をもつていて、僅かの仕事を言いつけている係長も命令の要点、仕事の順等をメモして係員に渡すし、係員も仕事が終ると一々このメモにチエックして仕事につけて提出している。

これでは責任もはつきりしているし、言い違い、聞き違いの起りようはずもない。この制度を始めた理由を社長はこう説明していた。

薬品は混合の順や比率、反應を起させる溫度や時間の少しの違いでも製品の質が非常に違つて来る。特に人手に頼らねばならぬ部分ではこれが起りやすい。時には僅かの手違いが爆発というような大事をひきおこすこともあるもので、私が工場に居た頃に私の言つた薬品を工員が聞きちがえ、製品はだめになるし、やれ言いちがいだやれ聞きちがいだの問題がおこり、それ以来このメモ方式を用いているとの話であつた。米国では最近メモの代りにテープレコーダーを用いている処まであるそうだがかえつてメモの方が有利な点が多いように思われる部分が多い。（注、ここに述べた心理学の話については松井齋夫氏著「職場管理の心理と技術」を参照させていただいた。）（会議所ニュース九四号より）

金融

こんなお貸します

（或る銀行さんの話）

1 先づ人物

どんなお客の申込にも、借りる人の身になつて、親切に考えてみることが肝要であるが、口先でごまかして借りてしまえば、後は野となれ山となれというようなお客、自己の事業に対して愛情も有しない熱意もない、單に私利を追求するばかりの人は喜ばれない。こうした人は、慨して弁舌がうまく反面誠実味や責任感に欠けている。要は人物如何にあると思う。

2 事業の種類及将来性

貸付の対象としての事業には、優先順位がある。また現在および将来において、国家的に社会的に意義のあるものであるかどうか、事業であればどんな事業でもよいというわけにはいかない。例えば、サービス業というもの―パチンコや料亭の如きもの―は、こじつければそれも社会的に一種の必要機関といえるかもしれないが、必要欠くべからざるものとは言えない。稀に考慮出来ることは、それが他の貸出に対する資金源となる預金の吸收部面においてのみである。また庶民金融的な方法である月賦制度の如き場合において、取上げられることではなかろうか。

3 事業に対する経験

事業主が何年その事業を経営しているか、戰前から経営しているのか戰後の事業か、とくに戰後のアプレ的経営者であるか否かは注意を要することである。一つの事業に永年の経験を有することは尊いものである。

4 経理内容の正確

中小企業に、大企業の如き、組織だつた経理機関を有するものは少い。しかし事業主または経理担当者が、明確な経理内容の説明が出来るということは、その事業の堅実性を物語るものである。

5 眞実の事業計画と資金計画

融資の申込の場合には概して事業内容に山をかけて申込まれる傾向がある。眞実ネットの数字を銀行は希望するのであるから、こうした資料の提出先には自然マイナスの点数がつけられる。

6 紹介者の選択

銀行の役員または行員に近づきになりたい、というのは人情であろう。そのためには誰かよく知つた人を介して紹介を依頼することが多い。併しその紹介する人の人柄が大切である。顔を賣る徒輩の紹介は却つて不利なこととなる。世に金融ブローカーと称せられるものほど警戒せられるものはない。紹介はなくとも眞面目に預金取引を続けていることが、一番の信用であることを忘れないでもらいたい。

7 押しの一手も警戒される

是が非でも借りればよいのだ。自分だけに貸してもらいたい、というような考えの人がある。また俺を信用しないのか、俺を知らないのか、俺に金を貸さないのはけしからん、というような一方的の人もある。こうした人に逢う時に、われわれは預金者から貴重な預金を預つている。そしてその保管の責任を負わされていることを強く自覚するのである。

8 筋の通つた話

何事にも話の筋が通るということが肝心であるが、融資においてもとくに必要である。使途がハッキリしない、何の目的で金を借りるのか、それをどういうように使うのか、不明瞭な場合は落第である。すべてこの点においてスッキリした形のものがパスすることになる。

9 勘にのる融資

融資については、科学的に検討する必要もある。併し中小企業金融においては、いわゆる「勘」というものが多分に必要である。

申込を受けて話を聞いていると、どうもと首をひねるような場合には、仮りに已むを得ない事情で貸出しても、ほとんど後が順調にゆかない。勘による適否、恐らく勘に乗らない相手の心中にはなにかそれを裏付けるものが秘んでいるので

はなかろうか。

10 担保の有無

担保を処分してどうするということを当初から考える必要はない。併し担保またはしっかりした保証人の有無は、その人の信用の裏付となるもので、話は早くまとまり易い。

11 返済能力の有無

金は安全な方向に流れるものである。儲い預金者の資金が焦げつくことは、最も警戒を要するから、確実に返済ができる見通しのつく処に金融の道は開けてくる。

12 御馳走政策の排撃

御馳走政策や、進物が効を奏するという風習や観念は排斥すべきことである。そんな無理なことをするよりは、それだけの費用を預金することを勧めたい。

13 常識的であれ

全然預金取引がなくとも、眞実に必要な事業や資金であれば、融資も受けられるものであるが、新規の事業であつたり、常識を逸脱した金額では融資は望めない。

観光

修学旅行の生態調査成る

旅行地五傑は京都・東京・奈良・鎌倉・日光

芳しくない旅館の受入れ

日本修学旅行協会ではこのほど文部省調査局と協力して今年の参考資料とするため全国の中、高校を対象に昨年一ヵ年における修学旅行の生態について調査を行つた、その結果によると混雑する交通機関はケーブルや私鉄で、国鉄は比較的よいとか、生徒たちの好んでいく旅行先、旅行の時期や受入れ態制などについて興味ある実態が判明した。

◆混雑する交通機関＝国鉄とバスは貸切乗車が行われているため比較的混雑が軽いが私鉄とケーブルの混雑がひどいのは特に注意される傾向である、中学校を例にとると私鉄の場合「非常に混雑した」というのが二〇・一%もあり「混雑した」が三八・五四%「普通」が四一・三六%となつており、大体六割が混雑を訴えているのは注目すべきで、生徒へ與える疲労感が大きいことを物語つているがケーブルでは「非常に混んだ」が一九・八%「混雑した」が三四・四二%「普通」が四五・一八%で私鉄よりはやよいがそれでも半数以上が混雑となつている、混雑の少ないのはバスで「非常に混んだ」が三・〇一%で「混雑した」が九・六八%「普通」が八七・三一%、国鉄は「非常に混んだ」が七・六四%「混雑した」が二〇・五%で「普通」七一・八六%、バス、国鉄とも修学旅行にはとくに輸送力を確保している親心が見えケーブルや私鉄とは格段のヒラキがある。

また昨年相模湖事件で問題となつた船であるが、一般的には国鉄とほゞ同様で「非常に混んだ」のは僅か八・三七%「混雑した」のは一七・五七%「普通」は七四・〇六%であつた。

◆旅行地＝中、高校生はどこが好きか、修学旅行の行先として最も多いのは全国的にみるとトップが京都の六五万八〇〇〇人、次いで東京の五七万一〇〇〇人、三位奈良、法隆寺の五一万三〇〇〇人、四位鎌倉、江の島三一万一九〇〇人、第五位日光三一万一二〇〇人と大観光地がベスト5であるがこのほか地方別にみると北海道地方では函館、湯の川（三万三〇〇〇人）札幌（一万八〇〇〇人）東北地方では（松島、塩釜（四万七〇〇〇人）仙台（四万人）関東地方箱根（一六万四〇〇〇人）中部地方では新潟（一万八〇〇〇人）名古屋（一万二〇〇〇人）近畿地方大阪（二七万七〇〇〇人）中国地方は廣島、宮島の（三万六〇〇〇人）四国地方では琴平（五万五〇〇〇人）高松、屋島（五万四〇〇〇人）九州地方では別府（一六万一〇〇〇人）博多、福岡（八万一〇〇〇人）熊本（七万九〇〇〇人）鹿兒島、櫻島（七万六〇〇〇人）となつており、行先の傾向は大、中都市や史蹟の地、名勝地がならんでいる。

中学生は周辺の地へ高校生は足が長く、関東や近畿へは全国の高校から訪ねている。

◆旅行の時期その他＝旅行の時期は中学、高校とも五月が圧倒的に多くついで中学は九、十月がかなり多いが、高校は四月が多い。

◆旅館＝受入態制は毎年非難の的となつているが中学生に対する受入が一層ひどいようである、即ち寝具不足であつたのが中学では一七%もあり高校でも一三%、收容状況が窮屈であつたのが中学二一%、高校一九%、いずれも旅館の設備不足や詰め込み主義を数字的に明らかにしているが、中学と高校との待遇の差の一因は宿泊料で中学では一泊平均三〇〇―四〇〇円で、高校では四〇〇―五〇〇円となつている。

入浴設備が狭く入浴できなかつたというのが中学校では一一%、高校では七%もあつたが衛生的見地からこの点の改善がとくに要望されている。

（交通新聞三五一五号より）

観光

観光都奈良への批判

奈良県商工会議所では去る三月十九日国鉄奈良駅構内、近鉄奈良駅構内、奈良交通観光バス案内所内、猿沢池観光案内所前、若草山麓の五ヵ所に、観光客の感想を聽く投書箱を設けた。同月二十二日初めて蓋を開けた。その反響として朝日、讀賣を始め各新聞社は之を採上げ三月二十三日付朝刊に之を発表して世論にうつたえた。

朝日新聞記事は

良い方の投書はわづか一通で、あとは苦情ばかりだつた。

内訳は「公衆便所がない」五通「近鉄駅構内にもつとベンチをふやせ」三通「みやげ物店のサービスがしつこ過ぎる」一通の外ひどいのは「こんな奈良へは二度と來ない」というのが一通あつた。

この外殊に愉快なものとして「雨の日の憂鬱が観光バス受付嬢のサービスで晴れた」という結構なのが一通あつた。

公衆便所は長野県の修学旅行生の投書で奈良公園に公衆便所の設備がないのは県観光課の怠慢で、人間の生理を無視しており、もつと他府県に見ならえと注釈がつけてあつた。旅館への苦情はたゞ「こんな親切味のない旅館ははじめて」とあるだけで内容は分らない。

観光バス受付嬢へのおほめの言葉は奈良交通観光バス案内所主任藤村政治郎氏あてに「二十日に岐阜県大垣市から奈良へ來たが丁度雨降りで観光の興味が半減していたところ、貴社の受付嬢の態度が非常によく雨中の観光だつたが心が和らきました」とあつた。

当所としては開箱毎に之を一應取りまとめシーズンオフに一年間の総決算をして観光部会に諮つた上、改善するものは改善し、よい点は益々引きのばし、国際観光都市としての眞の面目をいよ〳〵発揮する様大いにこの観光投書箱を活用する事にした。

(税)(務) 滞納分の利子税等を免れる方法

はしがき

最近のように金繰りの苦しい時代になつてくると、税金をおさめることも相当に苦しいことでしよう。とくに、経済的な力が弱く、金融機関の信用力も比較的にうすい中小企業者の中には、なかなか、税金が一度には納められず、しかたなしに滞納している人も少くない現状のようです。しかし御存知のように、滞納分の税金には日歩四銭もの高率な利子税額が加算されますし、場合によつては、それにさらに日歩四銭の延滞加算税額というものが徴収されることもあります。元の税金さえ満足に納めるのが容易でない人達が、それに加うる日歩四銭から八銭もの率による利子税額、延滞加算税額を納めねばならないことが如何に苦しいかは容易に推察されます。人によつては、この利子税や延滞加算税の額は相当な大きさになつてしまつていて、元の滞納税金よりも、この方が頭痛のたねだというような人もあると聞いています。

しかし、「このような滞納分の税金の利子税額や延滞加算税額が免除されます。」といつたら、読者の皆さんは、そんなうまい話があるのだろうかと思われるかもしれません。さて、しからば、そのうまい話とはどんなものでしようか。その概略を次に述べて皆さんの御参考に供したいと思います。

それは納税貯蓄組合に加入することです

利子税額や延滞加算税額が免除されるといつても、これらはみな、正直に期限内に税金を納めた人達とのバランスを考えて設けられているものですから、なんでもかでも滞納分の税金の利子税番等は棒引にしてやろうというのでは、期限内に納めた人達が馬鹿をみることとなつてしまいます。そこで、国税庁では次のようなことを考えたのです。すなわち、これまで滞納していた税金をなんとかして納めてしまい、こんごも滞納をしないですまされるように、納税貯蓄組合に加入して納税の意志を積極的にあらわし、しかも、その後あらたに滞納を発生させなかつた人達に対しては、それまでの滞納分の税金にかかる利子税額等は徴収を見合わせようというのです。これは、長い間滞つていた利子税額等の整理を行うと同時に、納税貯蓄組合の助成促進策ともなり、国税庁としては一石二鳥をねらつたものといえましよう。

では、この制度について少しくわしく述べてみましよう。

まず第一に、この制度の対象となる元の税金は、いずれも滞納税額について猶予（徴収猶予、執行猶予および納付誓約）を認められているものであつて、そのうち、昭和二十八年度前分の税金で滞納になつているもの、または、納税貯蓄組合が設立されたとき、もしくは組合加入後半年を経過する以前に発生した滞納税金に限られております。このうち前者は、既に納税貯蓄組合に加入している人を対象としているのであつて、昭和二十八年分以前の税金で滞納になつている税金の利子税等は免除になるわけです。後二者は、あらたに納税貯蓄組合を設立してそれを利用し滞納税金や新規税金を納めようという人達や、あらたに納税貯蓄組合に加入して税金を納めようという人達を対象としているといえるのであつて、この人達が組合を設立したり、あらたに既存の組合に加入した時から半年を経過した日以前に発生した滞納税金にかかる利子税額等は棒引となるわけです。設立または加入後半年を経過する以前というのは、本来ならば設立または新規加入前の滞納分についてだけこの制度が認められればよいわけでしようが、納税貯蓄組合は、御存知のように、毎日、毎月少しづつの金額を積立てて税金を拂つていこうというものですから、加入すればすぐ簡単に税金が納められるというものではありません。したがつて、組合加入後半年ぐらいの滞納は大目に見てやろうという国税庁の親心ではないでしようか。次に、納税貯蓄組合に入つているというだけでは名目的にだけこれに加入して、この恩典をうけようとするものが出てくるおそれがあるので、これを阻止するため次のような制限をもうけています。すなわち、滞納税額の猶予期間中、継続的に納税貯蓄を実行し、その滞納税額と新規に発生した税額の五〇%以上をその納税貯蓄から納税していることが必要条件の一つとなつているのです。

新規滞納を發生させないこと

しかし、こうした納税貯蓄組合に入つて税金を納める者には、滞納分の税金にかかる利子税等が免除されるからといつて、古い税金をきちんと納めていても、新らしい税金をそのあとから早速滞納されては国税庁としても困るでしよう。この滞納額の猶予期間中に新規滞納を発生させた場合は、この恩典はうけられな

いこととしています。ただし、所得税法第三十条の二（確定申告による納税額が第二期分の予定納税額と前年の所得税額の十分の二との合計額をこえる場合には、そのこえる金額については、その年の五月三十一日まで徴収猶予をうけることができる。）または法人税法第二十六条の三（法人税額の二分の一以下の金額については、三ケ月間徴収猶予をうけることができる。）による徴収猶予は滞納とはみなさないし、次に掲げる項目に該当する場合も新規滞税が発生しなかつたものとみなされることになつております。

(1)昭和二十九年度に限り、申告所得税および法人税について納期限（所得税法第三十条の二または法人税法第二十六条の三による徴収猶予分についてはその猶予期限）後一ケ月以内に完納した場合。

(2)新規発生滞納について、国税徴収法第七条第二項（政府がその賦課をなす権利を行使しうる時より一ケ年を経過した後国税の賦課を受けた場合には徴収猶予をうけられる。）の徴収猶予を許すし、その猶予にかかる税額を完納した場合。

(3)賦課に関する再調査請求、更生請求等がありその請求に理由があると認めて徴収を猶予した場合滞納発生につきやむを得ない事由があると認められる場合。

このようにして納税貯蓄組合に加入し、以上の諸条件を満たしながら滞納税金を拂つていつた場合には、滞納分にかかる利子税額等は免除されるわけですが、実際にこれが免税とはつきり決定するのは、このようにして滞納税額が完納された時にはじめて免除と決まるわけです。ですから、途中で止めてしまつたり、くじけたりしては、せつかくの努力が水泡に帰してしまうわけです。

以上がこの制度の大要ですが、納税貯蓄組合は中小企業者とくに小規模な業者にとつては必ずしも無益なものとは考えられません。税金を納める時期になつて、運轉資金から一時に多額の金を引き上げることは不可能に近いことでしよう。税金の分割納付制度を創設せよとの声もあちこちできかれますが、まず納税貯蓄組合を利用してみることも一つの方法ではないでしようか。まして、このたび、このような恩典が與えられた以上、それを十分活用することも利子税等に苦しんでいる人にとつては必要なことでしよう。

（中小企業所指導部第二課より）

食後の一ときホームシック

機械文明の悲劇とでもいうか米国では氣違いが実に多いそうだ。特に発達した東部諸州はひどいらしい。地上で最も豊かな国が最も高い氣違いの発生率をもつとは何と皮肉なことだろう。精神文明の追いつけない物質文明すなわち物質文明の限界を感じさせるものである。こういう状態からかも知れぬが近時米国では心理療法室というものをもつ企業が相当出てきた。ちようど肉体上の悩みの相談や治療に医務室があるように、従業員の精神的な悩みの解決を心理療法の専門家にやらせようというのである。

わが国ではそれ程の余裕もないし必要も認めないが然し頭を多く使う仕事、精密を要する仕事、危險を伴う仕事のような精神の負担の多い仕事では少しの精神の疲労や悩みも驚く程大きく作業能率に影響するから人の上にたつ人々は細心の注意でその発見や除去に注意しなければならない。

もう十二、三年も昔の話であるが軍の技術廠の製鋼部で十四五才の少年徴用工が続けて二人も過失で死んだ事件があつた。一人は溶けた鉄湯の中に落ち、「アツ」という間もなく一条の蒸氣とともに溶けてしまい、もう一人は動力ハンマーで頭を叩き割られてしまつた。二人ともに二カ月程前に遠い小村から集められ職場に来た少年達で、事故の原因は本人達の過失ということにされてしまつたが、実際の過失はそれら徴用工の監督者に帰せらるべきものであつた。何故なら彼等はその当時強い郷愁……即ちホームシックにかかつていたのであり、これに対し監督者は何等の手段をも講じていなかつたからで人道上はこの監督者は過失致死に問われてもよいのである。

異郷に連れて来られた初めは好奇心と緊張とで過した十五六才の少年達もあちこちで集められたため親しい友達もおらず、温かい言葉をかけてくれる監督者もおらねばホームシックになるのが当然である。緊張に疲れて故郷の母親の顔でも思い浮かべて注意がそれた時の事故であつたろうと考えると哀れである。

世の中では肉体の方は強弱や健康、病氣等をやかましく言うが、精神の方は利口か馬鹿かだけを問題にして、強弱や健康、病氣等は大して氣にしない傾向があるがこの一例でも分るように人の命にかかわることもある。部下のちよつとした過ちでも原因はどこにあるかを温かい氣持で考えてやる必要があるのではなかろうか。……二つの若い霊へ捧ぐ……

（会議所ニュース九七号より）

税務 特典が非常に多くなりました

（それは青色申告の特典です）

特典がある事から	その内容
(1) 専従者の控除がある	納税者と生計を一にする親族（十五才未満の者を除く）が、その納收者の事業に專ら從事するときは、その者に対し年額七万円を限度として、給料を経費として支給することを認める。配偶者についても原則としてこれを認める。
(2) 損失の繰戻し控除がある	本年度の所得が損失となつた場合、この損失額を前年の所得に繰戻し控除して前年の税額を改算し改算前との差額の税額について還付の請求をすることができる。
(3) 税務署の所得更正に制限がある	青色申告所得に対し更正を行う場合には、納税者の帳簿を調査した上その非違を確認したものでなければこれを行わない。
(4) 滞納処分に制限がある	青色申告者が所得の更正を受け此を不服として異議の申立をした場合はその決定がなされるまでは税金の督促又は滞納処分を行うことができない。
(5) 再調査請求の省略	青色申告に対し所得の更正を受けた場合不服があるときは、税務署長に対する再調査請求を省略し直ちに、国税局長に対し審査請求をすることができる。
(6) 耐用年数が短縮される	大藏省令で定めた固定資産の耐用年数が、実際の耐用年数より著しく短かい場合又は寒夜交代で作業する等通常の使用時間を超えて機械等を使用するためその損耗が著しい場合には耐用年数の短縮を申請することができる。
(7) 貸倒準備金の設定ができる	その年十二月三十一日現在における賣掛金、貸付金、前貸金等の債權額に対しその百分の五に相当する金額の貸倒準備金を設定し、これを必要経費に算入することができる。
(8) 特別修繕引当金の設定ができる	船舶安全法による定期検査を受けるための修繕費及び銑鉄製造用、板ガラス製造用のよう鉱炉等に使用する煉瓦の過半数を取替えるための修繕費に充てるため、既往の修繕費の実績額に基き一定額を特別修繕引当金として必要経費に算入できる。
(9) 退職給與引当金の設定	全従業員が自己便宜により全部退職するものと仮定した場合、支給を要すべき退職給與金が、前年末に比し本年末現在何程増加したかを算出し、この増加額はその年の必要経費に算入することができる。但し増加額の四分の一の金額は特定預金（別途預金）とすることを要する。
(10) 棚卸資産評價方法の選定	棚卸資産の評價方法につき時價法、又は減價法を採用することが認められる。
(11) 損失の繰越控除	各所得につき損益通算を行い、その結果生じた純損失は三ケ年間繰越し所得より控除が認められる。
(12) 指定事業用機械の半額償却	企業合理化促進法による指定事業を営むものが、別途指定された事業用機械で新品のものを取得したときは、その取得のときに、取得價額の半額の減價償却をすることができる。

(18) 價格変動準備金の設定	決算時における棚卸資産につき、左の金額を價格変動準備金に繰入れたときは必要経費に算入する。 (1)後入先出原價法を採用しているときは、時價の九〇%額と、帳簿價額との差額 (2)後入先出原價法以外の評價方法を採用しているときは時價か簿價か何れか低い方の九%と帳簿價額との差額
(19) 輸出所得の特別控除	輸出取引を行うものに対し自己の製品を輸出した時は收入金額の百分の三、他人の製品の輸出は收入金額の百分の一、自己の製造した設備の輸出所得の半額と比較してその少額な一方を所得金額から控除することができる。
(20) 輸出損失準備金の設定	貿易業を営むものは、キャンセル式或はクレームによる損失を補てんするため輸出契約高の千分の五と貿易所得の百分の三十五と何れか少い方を必要経費に算入できる。

経營

赤字を黒字にする秘訣

（原價切下法）

先ず赤字を取戻せ

どんな会社でも、毎月赤字のまゝでいいという会社はない。いつかは黒を出して、赤字をとり戻さなければ、事業はツブれる。何かいい方法はないか、あの仕事がきまれば、一息つけるんだが、というのが、最近多くの人が経驗しているデフレの辛さである。

いまどき、起死回生の妙薬だとか、一かく千金の儲け仕事など、どこを向いてもない。〝ペニシリンやマイシンを打てば、そのときは藥になる。宝クジを買えば〟当るかもしれない〟夢はもてる。一時しのぎであり、氣休めにすぎない。

そこで、いうも愚かな当然のことだが、黒を出すことを眞剣に考え、強い意志で実行する〟努力〟をしなければならない。だが、ここで筆者がいう黒は、毎月、千円の黒を出す努力をする、つまり、これまでの利益が一億であり、百万であり、十万であつた会社でもここ当分赤字に悩まされている会社は、デフレを乗切るまでは、儲けることより、赤字を出さない苦心をする。赤字で会社をツブさない方法を講ずる、という意味である、たとえ利益が千円でも赤字でなかつたら、会社はデフレを切り抜けられる。当然のはなしである。

冗談言つちやいけない。いやしくも事業を経営するものが、好んで赤字を出すなんて、そんな馬鹿なことをする人間はいない。この赤字もみんなデフレ政策のお蔭なんだ。また、デフレ政策で金回りが悪くなつてから、赤字にならんよう、やるだけのことはやつてきたンだ。その上での赤字なンだ、政治的に解決して貰うより、ほかに手はない、このままだつたら中小企業だけじやなく、これからは大きな会社だつてツブれるよ。

一應も二應ももつともなはなしである。しかし、ほんとうにみなやるだけのことはやつたのかしら、私はそう思わない、また、ツブれるよ、で経営者も従業員もすまされるのかしら、とんでもないと思う。

デフレ切抜けの秘訣

そこで私は、現在のデフレを切り抜けるにはこの一手しかないという耳よりな話を聞いたので、つぎにその方法を御紹介することにしたのである。会社がツブれても仕方ないと考える方は、別である。そうでない方には、ぜひ、おすすめしたい。

が、常識的に考えて、デフレ政策の功罪は大きい。デフレ政策をどう受けて立つか、これが企業にとつて、問題なのである。つぎにこのへんのことを少し考えてみたいと思う。

▽

最近、ある若い人で、アメリカのミシガン大学とウエイン大学で一年半、機械工学と工業技術を勉強してきた人がある、日産自動車のSという人である。昨年、学校の夏休みを利用して、日産自動車のエンジニヤだということを内緒にして、十週間、フオード自動車会社のいちばん大きなルージ工場にアルバイトした。現在、フオードの会社は、ヘンリー二世とその兄弟三人が采配をふるつている。S氏が帰つてきての話に、つぎのように感心している、「戰後、フオードはガタガタになつた。一歩誤ると、壞滅だというところまできた。四六年には、六カ月に約二百億円の赤字だつた。四七年にヘンリー一世が死んだ。ヘンリー二世

とその兄弟は、年わずか、二九、二七、二二才だった。祖父の老令のあいだに、基礎が崩れはじめていたのである。

それがいまでは、GM（ジェネラル・モーター）と肩を比べるまでに挽回した。驚くべき再建である。ここで最も注目されるのは、腕まくりした若い三人兄弟の決意が單なる無鉄砲ではなく、実に緻密な、近代的な、科学的な、経営と技術を〝活用〟した、ということにある。といわれている。なるほど、そんな目で、ガタガタになつた老大国を盛りかえしたルージ工場に働いてみて、日本の経営者や技術者の考え方は実に甘いということがわかつた」と。

アメリカでもそうだが、日本ではとくに、三井、三菱のような一流財閥会社になると、どんなにその会社が赤字を出しても、容易につぶれないという見方が強い、同系の会社が何とかする。政府が何とかする。という考え方からである。現に大会社のある人が「うちの会社がツブれたり、大量首切りをしたら、大変な社会問題ですからね」政府が黙つていないと、筆者に語つた人がある。そうなれば、日本の基礎産業は壊滅する。それこそ大変だ。政府もそうならないように、手をつくすのも、当り前である。しかし、これほど甘い考え方はないと筆者は考える。経営はあくまで〝自力〟でやるべきで、補助金やら補給金やらに、考え方として、あまりにも頼りすぎる。もしそうなら、わが国企業の八割以上も占める中小企業も、補助金なり、補給金なりに、当然あづからねばならない。またあづからねば、わけてもこのデフレ期には切り抜けられないという考えが起るのも、当然である。つまり国全体の企業が、あまりにも他力本願で、ひと儲けし、事業を経営する、ということにもなる。勢い、考え方として、国の政治に頼らざるを得なくなる。

フォード三人兄弟の〝自力再建〟意欲に恥じるべきである、S氏の語る近代的な経営科学と技術の〝活用〟が経営者の責務であり、これこそが自力への道となる。

これも最近のことだが、ドイツのシーメンスの東京駐在員、ブンテン氏とドイツ経済通信社駐日代表グリム博士は、こうこもごも語つた、「ドイツの会社には、政府は一さい関與しません。日本の補助金ですか、アレが日本の経済の自立には、非常に災いしていると思います」と。

国の政治が、経済政策が、その国の経済を左右することは絶対である、だが、あまりにも日本の各企業は、他力本願すきる、自力で経営するという本来の道を忘れている、と考える、極言すれば、この考えが、現在のデフレ政策を生んだのだといえる。（日本能率協会、マネジメント誌編集長、木村栄一）

（会議所ニュース八五号より）

経営 こんなの如何（廣告文）

こゝに掲げた文案は、文字を換えさえすれば、スグ使えるのもあるかも知れないから、見付け出して御利用なさつては如何。

呉服店

◎困つた時は神だのみ
必要な時は○○屋へ
和洋衣料は
いつも朗かな当店へ

◎誠心誠意に
お客大事と
実用衣料を
売る店です

◎新しい感覚で
京呉服を売る

◎皆様の衣裳係として
お好みのキモノを
いつも五千反ほど
常備して居ります

洋装店

◎高級な生地なら
上品な布地なら
清新な服地なら

○○へ

◎女店主の
心遣いが
呉服と生地の
一切れにも
通つている店

◎皆様の御予算のうちで
婦人服地を差上げる店

◎独特のスタイルに
独特のお値段

◎生地は
○○屋を見てから

洋品店

◎小鹿のように
スマートな
○○屋で
貴女の
小さな喜びを
お人柄
お履物は○○で

食品店

◎楽しい食膳は
新鮮な食品から

◎当家が自慢できる
お土産品をどうぞ

文化品の店

◎書物があつて
文化が拓ける
貴下の書架こそ
文化人の砦だ

(1)精神にも食物を
書物こそ
貴下の栄養

電気

◎使用者にお聞き下さい
どこの店で買つたらよいか

◎原子力時代が来る迄
電機器具は○○で

◎電話一つで
何時でもスクーターを
飛ばせる○○

（浜松商工時報八四号より）

お求め下さい

◎趣味の紳士服飾品
高い安いを論ぜず
いい趣味の品許り

洋服店

◎一着づつに○○の
マーク
御信頼が
二年着て見て判る
○○の既成服

◎一針一針
誠実を縫い込んで

◎衣裳文化を
モットーとして
より文化的に……

靴靴店・袋物店

◎革がよい
仕立がよい
永持ちする
型もよい

◎靴底に貴下のネームを
一足づつお入れします

履物店

◎お足許が語る

◎商取引の紹介と斡旋

会議所には毎日全国各地から、各種の商品につき、仕入のため、賣込のため、照会が來ています。

これに対しては、会議所の、商工相談所係が一々調査して回答をしたり又は名簿などを送つて、紹介、斡旋に努めています。

又会員の皆様からのお求めで、各地の会議所に調査を依頼して、商取引上の便宜を図つて居ります。

一般商工業者の方の御利用をおまちします。

◇輸出原産地証明は
奈良県商工会議所を
御利用下さい。

◎あなたの商機と商策は
商工会議所の御利用から

△
△△
△△△

會議所の頁

▽▽▽
▽▽
▽

奈良県商工業者の利益を圖る特定商工業者制度とは

奈良県商工会議所の地区内で資本金三十万円以上の法人、又は県の事業税年額三万六千円以上納付される法人及び個人であつて、商工業を営まれる方々はすべて特定商工業者に指定されております。

☒特定商工業者の方々は特定商工業者であるにとどまらず、進んで会議所の会員に御加入願います。

特定商工業者は準会員の如き取扱を受けますが、正会員とは違いますので、商工会議所の利益や特典を受ける度合が薄いのは止むを得ないことであります。

従つて特定商工業者に指定されるほど有力な業者の方々は正式の会員になつていただいて、業者の團結の力で自分の経営を護ると同時に、業者全体の権利を政府や地方行政團体に積極的に主張して下さい。

☒特定商工業者の登録はすでに始まつています。

特定商工業者の方々については会議所に登録台帳を設けて、その経営の内容や取引状況などを詳しく記載することになつています。

従つて特定商工業者に該当する方々には当会議所でもすでに調査表をお送りして必要事項を御記入の上御返送願うように致しております。まだこの調査表を御提出下さつておられない方々は是非早急にお送り下さい。

☒特定商工業者の登録台帳(法定台帳)は業者の利益に役立つように管理運用されます。商工会議所はこの登録台帳を完全に整備するとともに取引紹介や信用調査等のため有効適切に運用するように嚴重な義務を負はされております。又秘密保持についても充分注意する義務もあります。

☒特定商工業者の方々は登録負担金年額一、〇〇〇円程度をお納め願うことになつております。

尚現在当会議所の会員で同時に特定商工業者に該当する方々はこの登録負担金はお納め願う必要はありません。

法定台帳の登録は
—御済みでしようか—

お忘れの向は何卒至急御提出を願います。

会費納入方お願い

何かと御多端の折柄恐入りますが、昭和三十年度本所会費並に特定商工業者負担金(金壱千円也)未納の向はこの際本所事務局へ御拂込を願います。

商工会議所会費は課税の対象にならぬ
(国税庁の回答)

商工会議所に納める会費が課税の対象になるか否かに就いて日本商工会議所で国税庁当局にその見解を求めたところ非公式ではあるが左の如き回答に接したので商工会議所の会費はその額の如何に拘らず税法上必要経費として認められるので課税の対象にならぬことを御報告致します。

「商工業者が商工会議所に支拂つた会費は商工会議所の促進を図り延いては実質的には商工業者の収入金額の増進を図ることになる。従つて商工業者の支拂つた会費は事業所得の計算上必要経費として控除するのが適当と認める。」

◎会議所の会員が利便をうけた実際の話

全国の会議所がそれぞれ活潑な運営をしていることが一般商工業界に認識せられて来たこのごろ、各方面からいろ〳〵な声が日本商工会議所へよせられている。その中から二、三を拾つて見ますと(日商情報第四四号より)

▽入札資格を得た業者
(東京・特定商工業者—來信)

私は都内に小規模の事業を営むものですが、今度商工会議所法の改正によりまして、特定商工業者となり、東京商工会議所に登録しました。

当初は單に煩しいだけで無意義なこと〳〵余り関心をもたなかつたのですが、たまたま或る物品を都に入札することになつた際、先方では私方の信用状態を知りたいとのことでした。そこで事業の内容等については総て商工会議所に登録されているので、会議所で聞いて貰いたいといつた所、先方では会議所に問合せたらしく、殊に「特定商工業者」として登録されていること自体が信用を得る条件となつたのではないかと思いますが、入札の資格を得て喜んでいるような次第であります。

簡單ながら一言お礼を申上げ、今後我々業者のため会議所が一層活潑に働いて下さいますようお願いしたいと思います。

▽会議所の紹介狀で他の会議所を訪れた業者
(塩釜・会員—同所会報より)

吾が塩釜市には何千という商工業者があると思うが、その中の何人の業者が会議所の日常やつている仕事を理解しているだろうか。

こんな偉そうな事をいう私も実は最近迄わからないまゝに会員となつていたが、実際に特点といつた様な利用價値があると思つてはいなかつた。丁度、新販路拡張のため両毛、信州方面に得意先を求めたいと思い、どの様な方法で調査し又出張すればよいか腐心していたところ、たまたま商工会議所へ行き、そこから業者を紹介してもらつたらとの話を聞き、余り期待はしなかつたが無いよりはましだろうという程度の考えで、会議所備付の日本各地の商工名鑑或は、商工業者名簿から拾つて業者をメモし、尚先方の会議所名等もメモし、その上紹介狀迄もらつて出張した。

足利、桐生、前橋、長野、松本の各会議所を訪問して紹介狀を呈示してそれぞれの業者の紹介を受けたが、これ程有意義に感じたことはなかつた。

期待していなかつただけにこの歓待懇切丁寧、そして適確に土地の情況、各店舗の規模、信用状態等を教えて頂いたことは感謝の外はない。まして会議所の会員であることを告げると信用もされ、肩身の廣い思いで取引も予期以上の成果を上げることができた。帰つてから私達の会議所に出先の報告かたがた伺つたら、会議所には毎日のように沿んど全国の会議所から私達の信用状態や事業規模等の調査照会が何通となく入つており、全国の四百余の会議所が常に横の連絡をとつてこのような仕事をしていること等を聞いて今更驚いた次第であつた。

思うに会議所会員となつて会議所より利益を受ける受けないは利用如何によることを痛感し、今迄の考えを改めざるを得なくなつた。先ず氣軽に会議所を訪れることである。そして色々話合つているうちに利用すべき事柄が生じてくるのである。

旅行先で私達商人の道標になつてくれ、しかも会員であるために特別の取計いをして貰えたばかりでなく、会議所の紹介狀をもつていたおかげで経費も僅かで目的を達することができた訳である。これは私の体験した一例に過ぎないが、ひとり商取引の問題ばかりではないと思うので会員各位にお知らせする次第である。

▽会議所と会員と卒業生の話
(鎌倉・会議所—談)

鎌倉の駅の待合室に入つてみれば、なんとはなしに明るい。これは会議所の物産陳列のウインドが生きているためである。このウインドの一小間に古くからの会議所の会員である万年筆工場の製品を陳列した。これが観光客として出入する人等の目について輸出も国内向も相当にのびたのである。

さて、この万年筆工場では從來からこればかりでなくいろいろな面で会議所のお世話になつているので感謝のしるしに何かお礼をしたいが……と申出てきた。そこで会議所ではこれを受けて、協議のうえ万年筆一千本を工場原價で出してもらうことになり、これを折柄学窓を出る小・中学生に原價で提供しようとの話が進んだ。よろこんだのは学校側である、なにしろ市價四百円を上廻る立派な万年筆が半値以下で、しかも商工会議所から出ているので保証付に等しいものが卒業記念として買える、たちまち申込は定数に達した。

このくわだてに先立つて会議所では会員たる文房具店にこれこれで営業の邪魔にならないかと打診したところ、「万年筆の普及上非常によろしい」とあつて、会議所を中心に入方和やかなふんい氣をかもしている。

◎会議所は斯うして利用する

◉商工会議所の会員ということがあなたの信用を裏付けます。

☆商取引の斡旋

商品の仕入も、売込みも全国四〇八の商工会議所と互に連絡を取つて親切に迅速に斡旋のお世話をしています。

商用でなじみのない土地へお出かけの時には、その都市の会議所へ紹介いたしますから、取引は安心で能率があがります。

☆海外取引のおせわ

輸出入の取引のお世話から、サンプルを送り、さらに輸出入の手続も外国の訳文も、英文のタイプまで一切を会議所がいたします。

☆全国主要都市の業者名簿の備付け

当会議所には、全国主要都市の業者名簿が備付けてありますから御利用下さい。

◉組織の力でアナタの意見を反映できる。

☆中小企業者は孤立しているといわれています。しかし、商工会議所は日本の世論機関です。中小企業の利益は中小企業者が団結して、みづから守るべきです。

☆会員が部会で意見を発表すれば、部会の意見となり、部会の意見は会議所の意見となる。

奈良県商工会議所の意見は、日本商工会議所の意見にもなる。

◉思案にあまつた業界の問題は、会議所へ御相談下さい。

☆商工会議所は業界の秘書役です。どのような問題でも、必ず解決の糸口を見つけだします。

☆経済法規の相談でも、税金や金融の問題でも、労働法規の問題でも、商事紛争の問題でも、一応は会議所へ御相談下さい。

商工会議所の御先祖

◎わが国の商工会議所制度は明治の初年にはじまる長い光輝ある歴史を背景に、最も新しい公益事業を行つている商工業者の手で作られている団体でありますが、その発祥は遠く徳川時代の寛政三年にさか上るといわれています。

◎寛政年間といえば今から百五六十年前の昔のことですがその頃江戸の町々には悪い政治が行われて、そのために市民の難儀はいうに及ばず、貧しさに悩む町人百姓は日増しにその数を増して、市内は全く荒廃し切つたのでありました。

◎今も昔も同じきものは、お定りの虎の威を借りる狐の諺に洩れず、悪い役人が威張り散らして市民をいぢめ汚職や収賄に明け暮れて苛れん誅求はその極に達したのであります。

◎その結果は圧政に対して陰忍に陰忍していた市民の怒りと不満が爆発して、ついに米騒動となつたのであります。

◎江戸幕府はその失政を反省し当面の責任者たる田沼意次を罷免し。

◎新たに松平越中守定信を老中に任命して事態の拾収を図つたのであります。

◎名君と誉れの高かつた松平定信は、庶政万般にわたる一大刷新を断行して、江戸の復興と市民の生活の安定を図つたのでありました。世にこれを「寛政の改革」といゝ今日でも偉大な定信の功績が讃えられて居ります。

◎彼、松平定信の行つた政治の成功は江戸の町、向柳原に町会所というものを作つたことにはじまるのでありますが、町会所とは名主や地主、家主に自治を認めて町政に参与させたのであります。

◎町会所の制度は江戸市中の地主や大きな商人を商人や職人の総代に選ばせて、幕府の町政に参与させた代償として、これらの人々に経費の負担を命じ、その七割を積立てゝ米を買入れたり貧困の者に金を貸出したりしました。

町会所のことを「七分金」とか「七分積金」とかいうようになりました。

◎町会所は益々順調な発展をとげて、いろいろな業者の集会所となり、業界発展の活動も行つたため、経済界に対しても大きな貢献をつくしました。

◉会議所十四部会の正副部会長決まる

商工会議所の事業運営上の中核となる部会活動は、この度全国各会議所の共通した制度として強化され、当所に於ては本県産業を十四に大別し之に専門部会を設置し、夫々の業界発展を主に運営されつゝあり、過般別項の通り正副部会長の就任を完了致しました。会員各位はその所属される部会を通じ運営上の大きな発言権がある訳でありますので、意見、其の他に付、所属部会長宛御連絡下さる様併せて強力な部会の運営に御協力賜りますことを念願致します。

正副部會長名簿

部会名	役名	氏名	職名	事業場名	所在地
商業部会	部会長	河合利喜蔵	社長	(株)ひのり商店	奈良市今小路町
同	副部会長	福田楢蔵	社長	(株)あらなら商店	同 餅飯殿町
同	同	北岡光次郎		北岡呉服店	吉野郡上市町
工業第一部会	部会長	福村幹男	支店長	関西電力奈良支店	奈良市高天町
同	副部会長	松尾潤二	工場長	積水化学奈良工場	奈良市南京終町
同	同	安田秀夫	社長	安田ゴム株式会社	高市郡今井町
工業第二部会	部会長	平岡孝太郎	社長	平岡紙業株式会社	奈良市井上町
同	副部会長	勝村正一	社長	榛原石材株式会社	宇陀郡榛原町
同	同	伊藤留吉	社長	(株)伊藤金属工業所	大和郡山市紺屋町
貿易	部会長	犬丸惣嗣	社長	株式会社	高市郡歌傳町
同	副部会長	清水富太良	社長	甲陽眞珠株式会社	北葛城郡当麻村
同	同	福山幾蔵	社長	奈良県貝釦株式会社	磯城郡川西村
観光	部会長	谷井友三郎	社長	谷井興業株式会社	奈良市角振町
同	副部会長	大橋重雄	理事長	奈良市旅館料理協同組合	奈良市東城戸町
繊維第一部会	同	松岡太郎	社長	三笠物産株式会社	奈良市春日町
同	部会長	植田喜太郎	社長	植田蚊帳株式会社	奈良市肘塚町
同	副部会長	岡本清作	社長	岡本織布株式会社	北葛城郡箸尾町
同	同	秋本喜一郎	常務取締役	日本染織工業株式会社	奈良市油阪町
繊維第二部会	部会長	高井明二	社長	高井メリヤス株式会社	高市郡天満村
同	副部会長	森谷清亮		森谷メリヤス工場	大和郡山市南郡山
同	同	浅田伊一		浅田靴下工場	高市郡歌傳町
同	同	奥本忠一	社長	三晃メリヤス株式会社	北葛城郡当麻村
業務部会	部会長	北山藤一郎	社長	金陽製薬株式会社	宇智郡五条町
同	副部会長	平山太三郎	社長	船倉製薬株式会社	高市郡高取町
同	同	西岡徳文	社長	南都製薬株式会社	同 鴨公村
醸造	部会長	吉田庄逸	社長	星鶴酒造株式会社	北葛城郡二上村
同	副部会長	今西清兵衛	専務	今西酒造場	奈良市福智院町
同	同	秋山利一郎	取締役	東和醸造株式会社	同 今井町
同	同	大方新太郎	社長	大方醤油株式会社	生駒郡斑鳩町
筆墨	部会長	中島伊太郎	社長	株式会社玄林堂	奈良市高天町
同	副部会長	小島菊太郎	社長	株式会社一心堂	同 南城戸町
建設	部会長	秋田忠治郎	社長	秋田建設工業株式会社	大和高田市旭町
同	副部会長	滝本松太郎	社長	株式会社滝本組	奈良市西木辻町
同	同	森栄太郎	社長	株式会社森組	吉野郡大淀町
理財	部会長	赤阪頼膺	専務取締役	株式会社南都銀行	奈良市橋本町
同	副部会長	岡田富太郎	社長	岡田証券株式会社	大和高田市高田
同	同	船田清	支社長	日本生命保険相互会社	奈良市東向南町
交通運輸	部会長	鈴木角一郎	社長	奈良交通株式会社	奈良市油阪町
同	副部会長	高橋公男	常任監査役	近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町六丁目
同	同	大谷武治	支店長	日本通運株式会社奈良支店	奈良市油阪町
木材	部会長	中野利右衛門	社長	中野林業株式会社	南葛城郡吐田郷村
同	副部会長	杉垣新太郎	専務取締役	杉垣木材株式会社	磯城郡櫻井町
同	同	石橋保雄		吉野中央木材株式会社	吉野郡吉野町

◉三十年度の事業計画等成立する

奈良県商工会議所では去る三月議員総会を開いて左の事業計画、予算など審議可決せられた。

三十年度はこれに基き活潑な事業活動が期待されている。

昭和三十年度業事計画

○基本方針

国際收支の均衡回復を目標として実施された所謂デフレ政策は、本県産業界にも夥からず障害を與えたが、大勢は奈良県産業傳來の堅実性を遺憾なく発揮し、この危機を一應克服した、殊に最近の我が国済経基調は国際收支の好轉に加え、向米一偏倒より一歩前進して中ソとの国交調整のきざしが漸く見えるこ至つた事は産業人として括目すべきものがある。

然しながら脆弱なる我が国経済は單に之等諸情勢によつて必ずしも期待は望まれず、国内的にはデフレ基本政策下に於てあらゆる面での競爭激化の中に総ての企業が存立し、本県商工業も経営上幾多困難なる問題の上に対処して行かなければならない。

この秋に当り、当商工会議所の使命も愈々重きを加え、昨年四月新商工会議所法に依る組織変更を完了し、法的基礎の確立と会員組織の充実と相俟つて新発足し、更には今秋新法による議員の一斉改選を行い運営上の基礎を堅め、本県唯一の総合経済團体として強力なる産業振興方策を樹立し、以て本県経済力の増大を図る事を主眼として、昭和三十年度の事業活動を推進せんとするものである。

その計画の概要を列挙するならば、概ね左記の通りである。

記

一、意見の公表と建議、陳情に関する事業

本所の意見公表は即ち本県産業界の全面的な意志を反映するものであるに鑑み、次の方法を以てこの事業を活発に推進せんとする。

1、部会活動の強化

定款に定める十四部会の運営を強化し、夫々の業界の改善、発達を図る爲の意見並びに対策等を対外的に公表し、必要に應じて行政官庁等に建議陳情を行う。

2、商工、鉱業全般に亘る意見活動

商工、鉱業全般に関する事項に就いては議員会、常議員会、各種委員会等の機関により其の輿論を結集して、意見の表明、各種の建議、陳情、請願等を行い、一般産業の振興、発展に寄與せんとする。

3、官公庁其の他との連絡

商工振興上必要なる関係行政官公庁との連絡、協調に努め必要に應じては懇談会、座談会等を主催する。

尚、日本商工会議所、近畿商工会議所連合会と常に緊密なる連繋を保つて本県産業振興上必要な事項につき県並中央に反映せしめんとする。

4、行政庁の諮問に應じ本県産業界を代表して意見を答申する。

二、法定台帳の作成と其の管理及運用

1、新会議所法により一定の資格を備える特定の商工業者につき、其の営める事業の内容、経営の規模、其他法律に定められる事項を調査し、之れを登録したる法定台帳を作成して地区内商工業者の実態を把握し事業運営上の資料とする。

2、法定台帳の管理、運用に就いては、概ね左の事業を行う。

A、法定台帳に基き、本所の会員及び登録したる特定商工業者の営業狀態を明らかにしたる名簿を刊行して全国各方面に頒布し、本県産業の紹介と各種商取引上の利便に供する。

B、商工業者事業の内容、輸出品の原産地、其他経営上必要な証明、鑑定等を行う。

C、必要により商取引の仲介、斡旋、信用調査等を行う。

三、商工業に関する調査研究と情報、資料の蒐集又は刊行に関する事業

1、海外経済事情の調査を行い輸出産業振興の資となす。

2、左記の商工業に関する情報を刊行して会員との連絡、啓蒙の資となし、企業経営上の参考に供する。

A、商工総覧を編纂し、会員及び全国関係筋に送付する。

B、機関誌「商工だより」を年四回発行する。

C、毎月定期及び臨時必要に應じ「ニュースカード」を会員並に特定商工業者に発送する。

3、企業経営上必要なる経済雑誌、図書を購入備え付けて、会員並に特定商工業者の閲覧に供する。

4、定期的に物価の調査を行い、一般に公表して経営上の参考資料を提供する。

5、工場立地条件の調査を行い、又は工場受入に関する相互の斡旋をする。

6、其他官公庁の委託に依り、臨機に各種産業に関する調査を行う。

四、貿易等振興対策に関する事業

1、輸出製品の生産コスト引下げのため、企業の合理化、其他の各種対策を樹立し、強力に推進する。

2、輸出製品の紹介、斡旋及びバイヤー、サプライヤー等との連絡、接遇に当り、輸出取引上の便宜を図る。

3、県下物産の輸出見本市及び卸見本市等を主催し、又は共催して製品の販路拡張に努める。

4、各地に開催せらるる博覧会、展示会等には県下物産の出品を奨励し、其の斡旋をする。

五、商業振興対策に関する事業

1、商品の仕入等につき、メーカーの調査、紹介並びに取引上の斡旋をする。

2、経営の合理化、商店街発展に資する爲、概ね左の事業を行う。

A、商店街及び各商店の内外装飾、

照明方法等につき講習会又は競技会等を催し、其の向上を期す。

B、商店従業員の接客サービスを始め、顧客吸引策の講習会其他商店経営上必要なる各種の講演会懇談会等を主催する。

C、各季節に行う大賣出し等には之を協賛し「買物は県内で」運動を推進する。

六、工業振興対策に関する事業

1、県下工産品の紹介、取引の斡旋等をなし、新規販路の開拓に資す。

2、各種工場経営の合理化、生産コストの切下げ等に資する爲、概ね左の事業を行う。

A、労使協調精神を涵養し、労働爭議の防止に努め、爭議発生の際は相互の連絡を密にし、情報の交換等に依り円満妥結を促進する。

B、工場内の照明、電力の合理的使用、熱管理等につき、各種の会合を主催し、又は共催する。

C、工場経営の安全、衛生、能率、労務管理等につき講習会、又は懇談会等を行う。

D、其他工場経営上必要な事項につき各種の会合を主催し、又は共催する。

七、商工業全般に亘る振興対策に関する事業

1、経済に関する時局講演会、懇談会、座談会等を能う限り地区的に主催し、県下産業人の啓蒙に努める。

2、所内に商工相談所を設け、中小企業者に対する金融、税務、経理、経済法規、商取引の紹介、斡旋等企業経営の全般に亘り、相談を受け、その指導と斡旋に努める。

3、中小企業に相應しき簿記、会計、税制に関する長期の講習会を主催する。

4、青色申告会の育成強化に努め、其の運営に当る。

5、計数技能の向上を期し、事務能率の増進を図る爲、日本商工会議所と共催し、珠算、計算尺、及びタイプライター、簿記の検定試験を実施し、機を見て競技大会を催す。

6、社会、工場、事業場、商店等の従業員にして優秀なる者に対し、選奨の途を講じ、職業意慾の向上と斯業の振興に資す。

7、県下実業團野球大会其他のリクリエーションを主催し又は協賛する。

八、観光に関する事業

1、観光事業の改善発達に資する爲、座談会、懇談会等を催し、又は各方面に対する宣傳に協力する。

2、観光土産品につき審査をなし、又は新規優秀品の懸賞募集を行い、優良品の製産を奨励助長する。

3、観光従業員のサービス方法、実用会話、名所旧跡に関する再教育等の講習会を開催し、又は機を見て優良従業員の選奨を行う。

4、其他観光事業に関連を持つ、各種の行事を協賛し、又は主催する。

九、委託事業其他

以上の外、行政官庁より委託を受け商工業振興上必要な事業を行うと共に各種商工團体の事業に協力し又は助成する。

第五号議案

昭和30年度收支予算書

收入の部

款	項	科目	予算額	摘要
一		会費	三、〇四六、〇〇〇	
	一	個人会費	九一〇、〇〇〇	四〇〇人 六一〇口
	二	法人会費	二、〇〇〇、〇〇〇	三五〇人 一、一〇〇口
	三	團体会費	三六、〇〇〇	三團体 一八口
二		事業收入	五八〇、〇〇〇	
	一	検定及受講料	一九五、〇〇〇	珠算其他検定料 一九五、〇〇〇円
	二	証明及斡旋手数料	一〇、〇〇〇	各種講習料 三〇、〇〇〇円
	三	出版物收入	三五、〇〇〇	諸証明、商取引斡旋手数料
	四	其他事業收入	一、〇〇一、〇〇〇	廣告料及図書雑誌、頒布料
三		補助金	三〇〇、〇〇〇	特定商工業者負担金其他雑收入
	一	行政庁補助金	三〇〇、〇〇〇	
四		寄附金	一〇〇、〇〇〇	
	一	有志寄附	五〇、〇〇〇	
五		過年度收入	五〇、〇〇〇	過年度会費
	一	過年度收入	五〇、〇〇〇	
六		雑收入	一〇〇、〇〇〇	
	一	預金利子	一〇〇、〇〇〇	
	二	其他雑収入	一〇〇、〇〇〇	
七		繰越金	一〇〇、〇〇〇	前年度剰余金
	一	前年度繰越金	一〇〇、〇〇〇	
		合計	五、一〇五、〇〇〇	

支出の部

款	項	科目	予算額	摘要
一		会議費	三〇〇、〇〇〇	
	一	議員総会費	四〇、〇〇〇	回開会予定
	二	常議員会費	五三、〇〇〇	回開会予定
	三	部会費	一六〇、〇〇〇	各部会六回開会予定
	四	監事会費	五、〇〇〇	監査会二回開会予定
	五	委員会費	三三、〇〇〇	各委員会四回開会予定
	六	其他会議費	一〇、〇〇〇	正副会頭会其他会合費
二		事業費	二、八六〇、〇〇〇	
	一	意見表明費	六〇、〇〇〇	各種建議、陳情、請願等の経費
	二	情報宣傳調査費	二五〇、〇〇〇	各種出版、図書の備付け、調査等の経費

三	貿易振興費	一五〇、〇〇〇
四	商業振興費	二五〇、〇〇〇
五	工業振興費	二五〇、〇〇〇
六	商工全般振興費	三〇〇、〇〇〇
七	観光事業費	一五〇、〇〇〇
八	其他奨励費	四八、〇〇〇
九	諸給與費	一、〇〇〇、〇〇〇
十	法定台帳作成管理費	三一五、〇〇〇
三	事務局費	
一	旅費	一五〇、〇〇〇
二	通信費	一五〇、〇〇〇
三	消耗品費	一三〇、〇〇〇
四	備品費	一五、〇〇〇
五	印刷費	三〇、〇〇〇
六	光熱費	二五、〇〇〇
七	修繕費	五、〇〇〇
八	雑費	一〇、〇〇〇
四	給與費	一、〇三〇、〇〇〇
一	俸給	八〇〇、〇〇〇
二	雑給	一三〇、〇〇〇
五	福利厚生費	九〇、〇〇〇
一	職員福利厚生費	九〇、〇〇〇
六	分賦金	二五、〇〇〇
一	系統機関分賦金	二五、〇〇〇
二	其他分賦金	四〇、〇〇〇
七	交際費	一三〇、〇〇〇
一	一般交際費	一〇〇、〇〇〇
二	役員交際費	三〇、〇〇〇
八	退職引当金	三〇〇、〇〇〇
一	退職給與引当金	三〇〇、〇〇〇
九	雑支出	三〇、〇〇〇
一	雑支出	三〇、〇〇〇
十	予備費	一〇、〇〇〇
一	予備費	一〇、〇〇〇
	支出合計	五、一〇七、〇〇〇
	収支差引残金なし	

県物産、輸出対策費
商店経営其他振興対策費
工場経営其他振興対策費
商工業全般に亘る対策費
観光面の対策費
業界担当職員人件費
市外出張旅費
電話、郵便料等
諸用紙事務用雑品費
備品新調修理費
各種印刷費
石炭、木炭等
小修繕費
諸雑費
事務局長以下人件費
備員給料
職員の社会保険料事業主負担分
日本商工会議所、近畿商工会議所連合会負担金
退職給與積立
諸雑費

附帯決議　予算執行に当りては左記の事項を会頭に一任する。

一、既定予算各款項の金額を彼我流用すること。

二、会費及負担金の増率を伴わないで予算を補正すること。

第二十三回
全国珠算能力検定試験の成果

日本商工会議所と当商工会議所主催に係る「第二十三回全国珠算能力検定試験」は二月六日午前九時全国一斉に執行されたが、本所関係は奈良県立商工高等学校、奈良県立高田高等学校を会場として受験者総数六百余名に施行された。級別受験者数は次の通りである。

級別	受験者数	合格者数	%
一級	三四名	二名	五・八%
二級	一三七名	一〇名	七・三%
三級	四三七名	一九九名	四五・六%
計	六〇八名	二一一名	三六・七%

尚一級及び二級合格者は次の通りである。

一級合格者

住所	所属珠算学校	
木村富充	南葛城郡御所町	御所珠算学校
阪本晋枝	吉野郡下市町	下市珠算学校

二級合格者

北村千鶴子	奈良市油阪町	奈良珠算学校
中市武志	奈良市法蓮佐保川町	佐保珠算塾
矢尾紀代子	奈良市東包永町	若草珠算塾
勝本秀雄	〃　〃	〃
西田弘子	磯城郡三輪町	三輪珠算学校
吉村毅	大和高田市大中	白鳥珠算学校
吉岡歳夫	宇陀郡大宇陀町	島田珠算研究所
織田信子	〃　〃	〃
川田玉子	北葛城郡新庄町	大和珠算学校
岡田勝子	大和高田市古川町	葛城珠算塾

三級合格者氏名略　以上

◎續々申込まれる
新加入会員御紹介

昨年四月より新しく発足しました、奈良県商工会議所では、新加入の申込を受付けて居りますが、二十九年度に入つてから既に百数十名の御申込がありました。目下続々受付中ですが前号掲載以後の御加入の会員は左の通りであります。

奈良市今辻子町	共栄火災海上保険相互会社奈良支部	磯城郡櫻井町
吉野郡大淀町秋野	株式会社藤本組	〃
奈良市三条町	朝日生命保険相互会社奈良支部	〃
〃　今在家町	株式会社福田呉服店	奈良市三条池町
南葛城郡葛村	株式会社三光丸本店	〃　今御門町
磯城郡櫻井町	新津伊一郎	奈良市勝南院町
〃　〃	大浦商店	天理市田部三一四
〃　〃	坂口木材株式会社	奈良市下清水町
南葛城郡御所町	モリソン萬年鐘株式会社	〃　般若寺町
大和郡山市	株式会社森精機製作所	〃　今御門町
〃　〃	松村鉄工所	〃　下御門町
磯城郡櫻井町	合資会社荒彌商店	〃　東之坂町一丁目
生駒郡北倭村高山	久保佐文	磯城郡櫻井町
宇智郡五条町大字新町	株式会社西本商会	奈良市東向南町
磯城郡櫻井町	マルサン商事株式会社	〃　餅飯殿町
〃　〃	坂井製材所	〃　東向北町
	大井証券株式会社奈良出張所	磯城郡櫻井町
	森本材木店	奈良市中新屋町
	日動火災海上保険株式会社	〃　春日野町
	株式会社野田組	北葛城郡王寺町
	古都舞妓後藤誠一	奈良市中清水町
	江崎傘提灯店	〃　東寺林町
	山村製材所	富士火災海上保険奈良出張所
	伴山材木店	有限会社吉野　加納新三郎
	鈴木瓦工業株式会社	大和商事社
	生駒酒造株式会社	大塚酒造合名会社
	服部登已	岡崎誠一
	株式会社原洋品店	株式会社野田組
	日動火災海上保険株式会社	古都舞妓後藤誠一
	森本材木店	江崎傘提灯店
	大井証券株式会社奈良出張所	山村製材所
	大谷商店	伴山材木店
	〃	北京終町五七
	〃	三条通り
	〃	南都旅館(長谷川清重)
	〃	飯田庄治郎
	〃	杉田正夫
	〃	徳山堂製墨工場(徳田義一)
	〃	生駒イヨ
	〃	五月食堂(今西喜治郎)
	〃	松のパー(大神雅次)
	〃	三春亭(神箸チカエ)
	〃	亀井宏治

〃	餅飯殿町四五	象屋吉田商店(吉田安太郎)
〃	毘沙門町九	鹿の子壽司(水谷 哲三)
〃	橋本町三四	萬々堂(河野 睦則)
〃	元興寺町	小島屋雜貨部(市橋忠太郎)
〃	北京終町	国分 辰男
〃	西城戸町	山田彌三郎
〃	尼ケ辻町	宇佐美好夫
大和郡山市中殿治町		杉浦 正則
〃	額田部	辰己計雄
〃	額田部北町	胡内英男
〃	〃	竹井角太郎
〃	昭和町	吉桑重雄
〃	額田部北町	桝井材木店(桝井清一郎)
〃	矢田町十五	森川 吉偉
〃	矢田町通り	清水政治郎
〃	九条	吉岡七次郎
〃	〃 西観音寺一日の出湯(西岡 照一)	
天理市川原城		城吉次郎
〃	三島中二条	北田貞三
〃	三島	岡本甚一
〃	藏之庄四六一の二	高井医院(高井高重郎)
〃	豊井一八二	志摩辰藏
〃	三島	鳥山惣太郎
生駒郡生駒町本町		幾世屋分店(堀内長三郎)
添上郡田原村		今久保敏夫
奈良市高天市町二十二の一		松下電氣産業株式会社奈良出張所(藤井專太郎)

奈良県商工会議所議員役員の構成

議員

特定商工業者	会員
議員の選挙権を有する	議員の選挙権被選挙権を有する

- 一号議員：会員及び会員以外の特定商工業者が会員の内から選挙した議員 五〇名
- 二号議員：部会が部会員の内から選任した議員 三五名
- 三号議員：会頭が常議員会の同意を得て選任する 十五名

→ 議員総会

役員

- 会頭 1名：議員総会に於て会員のうちから選任
- 副会頭 3名：議員総会の同意を得て会員の内から選任
- 専務理事 1名：議員総会の同意を得て会頭が選任
- 常議員 20名：議員総会に於て議員の内から選任
- 理事 1名：常議員会の同意を得て会頭が選任
- 監事 3名：議員総会に於て会員のうちから選任

→ 事務局／常議員会／監事会

○優秀な勤労人の表彰終る

第二回優良従業員表彰式は

○○葉櫻のメーデーの日、盛大に挙行された○○

五月一日当所恒例による第二回優良従業員の表彰式を殿肅盛大に挙行した。

晴れの被表彰者二十五名、並びにその推薦者等多数出席し、午前十時から吉川会頭より別項の式辞があり、次いで被表彰者に対し夫々表彰状を、杉本副会頭より記念品を贈呈された。

又、奥田県知事、高椋奈良市長、余村奈良労働基準局長等多数來賓の參列を得、夫々祝辞があつた後、被表彰者を代表して杉山商店職長、高橋勇氏起つて答辞を述べメーデーにふさわしい式典を終了した。

式辞

本日の労働祭に当りまして來賓各位の御臨席を忝うし茲に第二回優良従業員の表彰式を挙行致しますことは誠に意義深く欣快に堪えぬところであります。

現下の我が国最大の課題は経済の自立であり戰後十年を経まして未だその目標に到らないばかりでなく最近ではデフレの浸透に悩みつゝ、技術水準の向上、能率の増進等経営の合理化の問題があり、一方また労働、金融、税制等難問題山積する外、貿易の振興、賠償の支拂等々、その前途はまことに容易ならないものがあります。

国乱れて忠臣がその光を放ち、家貧しくして孝子を想う様に、こう云う難局に直面した時こそ信頼の出來る協力者、立派な従業員がその企業経営上最も必要とせられるのであります。

当会議所におきましてはこれら優良従業員を表彰して聊か日頃の功労に酬い労資協調の一端にも貢献して參りましたが本年もさきに県下各事業場に対し表彰候補者の推薦を御依頼致しました処、洵に響の物に應ずる如く多数候補者の推挙を賜り、極めて人意を強く致し、過般審査委員会の議に附し愼重に審議し嚴選に嚴選を重ねた結果二十五名の何れも劣らぬ優良従業員を得まして茲に表彰することとなつたのであります。

今回この表彰を受けられる各位は永年の間、経済界の変動によく耐え終始職務に精励され、技術の改良、生産品の品質向上に努められました。常に経済道義を重んじ、或は多数後進を指導して大いに勤労意慾を高められ、以て主家事業の繁栄、社運の隆昌に寄與せられた斯界の模範とも仰がれる方々でありまして、その功績は實し余りあるものであります。

皆様こそ斯ういう経済界多事の際になくてはならない方々であり、業界の至宝ともいうべく、その不撓不屈の精神と旺盛なる実践力に対しまして、地方業界の総意を代表致しまして茲に満腔の敬意を表すると共に、粒々御辛苦に対し深く感謝の意を捧ぐるものであります。

本日表彰の光栄を得られます諸君、どうかこの佳き日を記念し倍々奮励各職場を通じて大方の期待に應えられ奈良県産業の振興、日本経済自立への道に倍々貢献せられますよう切望致しまして式辞と致します。

昭和三十年五月一日

奈良県商工会議所
会頭 吉川島次

答辞

本日の意義ある労働祭に当り來賓各位の御臨席のもとに優良従業員の表彰式を挙行せられ、私等二十五名は只單なる永年勤続の故を以てこの栄ある表彰を受け、尚会頭様を初め來賓諸賢から御懇篤なる御言葉を頂きましたことは身に余る光栄と存ずる次第であります。

今後は益々業務に精励致しまして今日の栄誉を汚さない様努力致しますことを御誓い申上げまして簡單ながら答辞と致します。

昭和三十年五月一日

被表彰者代表
株式会社 杉山商店
高橋 勇

第二回優良従業員被表彰者名簿（労働祭の日に表彰）

商業関係 三名

氏名	勤務先	事業場名
勤続年数		
佐藤梅太郎	店員 三四	奈良市橋本町 白銅屋モスリン店
岸本喜市郎	店員 二三	吉野郡上市町 北岡呉服店

稲葉　道倉庫係　一七　奈良市花芝町　株式会社　稲村商店

工業（営業）関係　三名

鎌田　辰治　販売部員　二九　北葛城郡五位堂村　株式会社　大倉本家

八木　一馬　外交員　二六　大和郡山市柳一丁目　草可博文堂

田中　義光　庶務会計係　二一　奈良市高天町　株式会社　玄林堂

工業（技術）関係　一六名

河村亀太郎　鋳物工　四八　北葛城郡五位堂村　株式会社杉田鋳造所

村田与三郎　植字工　四三　奈良市橋本町　合名会社奈良明新社

城西繁太郎　工場長　三七　奈良市今小路町　株式会社　稲田商店

高橋　勇　職長　三一　奈良市鵲町　株式会社　杉山商店

藤原憲治郎　工場監督　三〇　高市郡畝傍町　浅田靴下工場

河村吉太郎　工員　二六　磯城郡川西村　オリエント膠工業株式会社

植田　末石　染色工　二五　北葛城郡箸尾町　広橋紡織合名会社

清水　正義　工務課員　二五　奈良市南京終町　株式会社北辰電機製作所奈良工場

上田熊次郎　修理工　二五　奈良市南京終町　株式会社　木輿商店

稲葉藤太郎　倉庫係仕上工　二三　大和郡山市北郡山町　株式会社谷織布工場

橋川　正義　企画部　二三　高市郡天満村　高井ヌリヤス株式会社

谷　亀三治　生産出荷部長　二一　大和郡山市高田　戸口繊維工業株式会社

中西　義一　卸、操表工　二一　磯城郡織田村　上田好志商店

中川　吉一　仕上工　一八　奈良市肘塚町　植田蚊帳株式会社

内田　光雄　印刷工　一七　奈良市西寺林町　共同印刷工業株式会社

富樫市之丞　汽鑵士　一三　生駒郡斑鳩町　西浦精練工業株式会社

運輸関係　三名

山本平三郎　駅長　三五　磯城郡田原本町　大和鉄道株式会社

松久保杉松　助役　二九　奈良市油阪町　奈良交通株式会社

岩田　君枝　職員　二六　吉野郡吉野町　吉野大峯ケーブル自動車株式会社

編…集…の…あ…と

大和のつるし柿じやないけれど、かみしめたら味のある、読物を提供したいと編集子懸命の努力も、何せ仕事の片手間にやることですから、仲々意に委せません。然し本号には吉川会頭自ら筆を執られた巻頭言、県下自動車交通の王者鈴木奈良交通社長、輸出産業界の「ナンバーワン」吉川産業の宮崎常務、中小企業金融の「ベテラン」胡内保証協会常務、関西電力奈良支店長福村青嵐宗匠の俳句など各位の玉稿を得まして誌上を飾らして頂きました。

さて当会議所としましては四月から新年度に入り会員各位の福利増進と、県下産業界の向上、進展に一層を負つて業務に邁進すべき事業計画も本誌掲載の如く確立しました。

会議所は何をするのか、何をしているのか、これに依つて御諒解頂きまして、これら事業の原動力は一〇〇%会費に依つて居りますことを御認識願いまして何卒期日に御納入頂きますよう重ねて御願い申上げます。（K生）

昭和三十年五月二十日印刷
昭和三十年五月二十五日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橋本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市東向中町六　奈良明新社
発行所　奈良市東向中町六　奈良県商工会議所　電話奈良代表六〇七五
定価一部　五十円（送料共）

トヨタ

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式会社

本社　奈良市杉ケ町三〇（国道筋）　電話奈良自四九〇一番至四九〇三番
高田出張所　大和高田市大道二丁目　電話高田七九七番

ニッサン　ダットサン

益々好評の新型車
最新の設計・近代的外観美
ニツサン・ダツトサン・オースチン
純正部品・用品

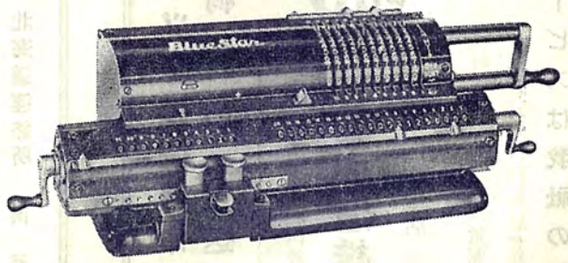
新奈良日産自動車株式会社

専務取締役　松平八郎

奈良市油阪町六十五番地　電話奈良自四六九一番至四六九三番

書庫と　ブルースター計算器





営業種目　高級印刷・出　版・事務用品・測量器・製図器・和英文タイプライター・謄写版・金庫・計算器・帳簿

高級印刷・はかり製作所

奈良市橋本町

奈良明新社

電話 2246・6236・6237・6238　振替口座東京 4017・大阪 91807

日本染織工業株式會社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物並に蚊帳地の製造販賣・晒、シルケット、染色、樹脂加工並に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　四六七一
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　四六七二
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局　九七九　一九〇四
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話西大寺　三　八
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良　三二一二
岸和田工場　岸和田市上町七七七　電話岸和田　二三一

辨天印蚊帳製造

植田蚊帳株式會社

営業所
奈良市肘塚町一一一
電話奈良三一七三番

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣

戸口繊維工業株式會社

取締役社長　戸口健次郎

本社工場　奈良県大和郡山市高田　一一番
電話大和郡山　一二九六〇〇番
織布工場　奈良県大和郡山市南郡山　電話郡山八一番
分工場　奈良県大和郡山市南郡山　電話郡山九三番

営業種目
食料品加工用繊維品、綿織ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

前山厚織工業株式會社

取締役社長　前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市　一〇三番（事務所）
二六一番（工場）

東亞製綱株式會社

本社及麻綱部工場
マニラロープ
捕鯨網其他
奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番

紡績部工場
綿糸・撚糸
奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番

大阪営業所　大阪市南区末吉橋通四丁目一六ノ一新橋ビル新館六階　電話船場二三七三番
北海道連絡所　函館市仲浜町二五

トラックの御用命
お荷物の運送は通へ

サービスは我社のモットー

通
奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）

日本通運株式會社奈良支店

支店長　大谷武治

電話奈良　自四七六一番　至四七六五番（代表）

営業種目
煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用苗育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣

和洋織物株式會社

取締役社長　廣田義雄

大和高田市三倉堂七八八八
電話高田　一七四番　一七五番

関西電力株式会社奈良支店

支店長　福村幹男

電話奈良　自四九三一番　至四九三六番

印 胃腸良剤

鯛

増田胃腸丸

奈良縣高市郡新沢
増田製薬株式會社
電話天満二番・三番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般 製造輸出

吉川産業株式會社

本社 大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話船場一六〇三―四二三八七―八番
工場 奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良六〇九平・六〇九六番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE., JAPAN

TELEPHOE: NAGAO 29

奈良県銀行協会

南都銀行
日本勧業銀行奈良支店
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

株式会社 北辰電機製作所奈良工場

奈良市南京終町二〇一番地
電話六三〇一―二



奈良県磯城郡櫻井町戒重

西垣林業株式会社

取締役社長 西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話櫻井 五五五番
社長宅及夜間用 五五六番
五五七番
五五八番

名古屋営業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番

奈良市南京終町二五
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良六四七一―三番

積水化学工業株式会社 奈良工場

取締役工場長 松尾潤二

本社 大阪市北区宗是町一（大阪ビル五階）
電話土佐堀 三四〇五―六番
三三五五―七番

日本交通公社直營

奈良ホテル

奈良市高畑町

電話四一〇一—三

綜合印刷

共同印刷工業株式会社

社長 近東弘七

本社 奈良市西寺林町 電奈良(二三)〇四番

大阪工場 大阪市南区竹屋町 電南七九七二番

